

平成17年10月25日  
株式会社 東京証券取引所

## 定例記者会見資料

1. 自主規制業務のあり方に関する特別委員会報告書
2. 平成18年3月期中間決算について
3. 取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について
4. 外国株の決済制度の改善に向けた取組みについて
5. 外国株券振替決済制度における個人データの第三者提供に係る規定整備について
6. 外国株預託証券の表示株式数変更時の決済日等に関する「業務規程」等の一部改正について
7. 制度信用取引における権利処理方法の見直しについて
8. 信認金及び取引参加者保証金制度等の一部見直しについて
9. 適時開示情報伝達システム（Talent）等の利便性向上について

以上

# **自主規制業務のあり方に関する特別委員会報告書**

**平成17年10月25日**

## 「自主規制業務のあり方に関する特別委員会」委員名簿

平成17年10月現在

委 員 長	江 頭 憲 治 郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	伊 藤 邦 雄	一橋大学大学院商学研究科教授
"	岩 原 紳 作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
"	上 村 達 男	早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授
"	歌 田 勝 弘	日本インバスター・リレーションズ協議会会长・味の素(株)特別顧問
"	大 崎 貞 和	(株)野村資本市場研究所研究主幹
"	神 田 秀 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
"	斎 藤 静 樹	明治学院大学経済学部教授
"	関 哲 夫	新日本製鐵(株)常任監査役
"	原 良 也	(株)大和証券グループ本社取締役会長
"	藤 沼 亜 起	日本公認会計士協会会长
"	松 本 大	マネックス・ビーンズ・ホールディングス(株)代表取締役社長 CEO
"	水 原 敏 博	弁護士
"	ロバー トソン 黎子	国際ジャーナリスト

(五十音順・敬称略)  
計14名

## 自主規制業務のあり方に関する特別委員会の審議経過

### 第1回会合

平成17年7月20日(水)

自主規制業務のあり方に関する当取引所としての問題意識について  
自主規制業務のあり方に関する主な論点について

### 第2回会合

平成17年8月30日(火)

海外の株式公開取引所等における自主規制機能に関連した議論について  
証券取引所による自主規制機能の分類について  
自主規制業務の概要及び課題等について

### 第3回会合

平成17年9月12日(月)

自主規制業務の課題等について(上場関係)  
自主規制業務の各課題に共通する問題点について  
自主規制業務の遂行体制に関する基本的な考え方について(1)

### 第4回会合

平成17年9月29日(木)

自主規制業務の遂行体制に関する基本的な考え方について(2)

### 第5回会合

平成17年10月4日(火)

自主規制業務の遂行体制に関する基本的な考え方について(3)

### 第6回会合

平成17年10月13日(木)

自主規制業務のあり方に関する特別委員会報告書の骨子(案)について

## 目 次

はじめに.....	1
1．東証の自主規制業務が果たすべき役割について（機能論的アプローチ）…	2
2．自主規制業務に関連して生じうると考えられる利益相反について…	3
3．自主規制業務の公正性確保のための遂行体制（望ましい組織形態等）の あり方について…	5
「独立性の確保」の観点.....	7
（　）自主規制業務を監督する機関の独立性…	7
（　）C R Oの独立性…	7
「実効性の確保」の観点.....	8
「必要な経営資源の確保」の観点.....	9
「移行コスト」の観点.....	9
「法的実現可能性」の観点.....	9
「その他の論点」.....	9
（　）投資者及び世間一般からの評価…	10
（　）持株会社の子会社に対するガバナンス…	10
4．具体的な組織設計に際しての留意点について…	11
おわりに.....	12

## 自主規制業務のあり方に関する特別委員会報告書

### はじめに

「自主規制業務のあり方に関する特別委員会」（以下「当委員会」）は、平成17年7月20日、株式会社東京証券取引所（以下「東証」）取締役会の諮問に応じ、議論を開始した。

東証による当委員会に対する諮問内容は、東証がこれまで以上に自主規制機能を適切に発揮し、投資者や社会一般の期待に応えていく観点から、株式上場後も見据えつつ、今後、我が国の市場規制分野において市場開設者として果たす役割や、市場開設者が自主規制業務を行うことの意義について、議論を深めるとともに、東証がそうした自主規制業務を的確に行うための組織体制、自主規制業務の遂行体制に係る公正性の一層の充実を図るための具体的措置について、審議願いたいというものである。

こうした議論の背景としては、まず、最近になって相次いだ不適正なディスクロージャーを理由に上場廃止となる事案や敵対的企業買収の事案を契機として、上場会社におけるコーポレートガバナンスや敵対的企業買収に対する企業防衛策といった、これまで公的規制あるいは個々の上場会社の自主的判断に委ねられてきた領域における市場開設者の役割に関心が集まるなど、証券取引所に対する投資者や社会一般の期待の急速な高まりが挙げられる。

また、国内では上場した大阪証券取引所株式を大量に取得して経営に影響を与えるとする投資ファンドが出現するとともに、海外ではニューヨーク証券取引所が上場に際し自主規制部門をグループ内の独立性の高い非営利法人とする組織改革案を発表したことなどを受け、自主規制機能の担い手である証券取引所自らが上場する際には、株主をはじめとした関係者との利益相反を原因とする問題が顕在化する懸念はないのかといった問題提起がなされていることも、背景として挙げられる。

当委員会は、こうした背景等も踏まえた上で、計6回にわたり審議を行った。

なお、証券取引所は、証券取引法により、有価証券の売買等の公正・円滑の確保及び投資者保護に資するように運営することが義務付けられていることから、売買、決済を含むほとんどの業務が広い意味での自主規制業務であると考えられるが、当委員会における議論の前提としては、売買審査・考查業務及び上場審査・上場管理業務を「自主規制業務」と呼ぶこととした。

ただし、当該業務において、売買審査・考查業務と上場審査・上場管理業務についてはその性質が異なる部分があることや、それぞれの業務の中においても、業務規程及び受託契約準則等に規定する自主規制ルールの策定（ルールメイク）と当該自主規制ルールの運用（調査・審査、措置・処分等）という大きく二つの業務内容があることから、議論の内容により、それらを区分して考えることが必要となる場合があることに留意が必要である。

その上で、当委員会では、まず、東証の自主規制業務の現状を検証するとともに今後東証の自主規制業務が果たすべき機能・役割についての社会一般の期待にどう応えていくべきか、といった「機能論」の観点から検討を開始し、海外の事例なども参考にしつつ、社会一般から期待される機能・役割を独立的かつ実効的に発揮していくために、どのような組織形態が望ましいかといった「組織論」を検討するという方法で、議論を進めた。

## 1. 東証の自主規制業務が果たすべき役割について（機能論的アプローチ）

東証には市場運営業務などの市場開設者として固有の業務がある。このうち主に取引参加者に対して規制的効果を及ぼす売買審査・考查業務は従来から自主規制業務と呼ばれてきたが、最近では、主に上場会社に規制的効果を及ぼす上場審査・上場管理業務も、自主規制業務の一部として認識されつつある。

自主規制業務のうち、売買審査・考查業務は、市場における取引に関し、主として法令違反行為の未然防止や摘発を通じて市場の公正性や信頼性の維持・向上を図る業務であるが、市場における違法行為の摘発に一定の効果を発揮しているものの、東証独自の処分が少なく、多くは行政による処分の追隨に留まっているといった問題を指摘することができる。今後は、独自処分をも視野に入れた体制の構築などを通じて、ますますの機能強化が図られることが期待される。

一方、上場審査・上場管理業務は、市場に上場される銘柄に関し、主として上場銘柄としての適格要件を上場基準として定め、これに従って新規上場の審査や上場廃止を行い、あるいは投資判断に必要な会社情報の適時開示のルールを定めるなどして、投資者保護と円滑な流通の確保を図る業務であるが、上場

会社の行うディスクロージャーの信頼性確保やコーポレートガバナンスの充実といった、新しい時代の要請に対する対応が後手に回り気味である、といった問題を指摘することができる。今後は、投資魅力の高い銘柄の提供に努めつつも、新しい時代の要請にタイムリーに応えていくことなどを通じて、一段とその機能を発揮していくことが期待される。

このように「貯蓄から投資へ」の流れの中で、公正で信頼性の高い市場に対する期待、中でも市場開設者としての東証の自主規制業務に対する社会一般の期待は近年急速に高まっている。東証は、自主規制業務を通じて、こうした期待に積極的に応え、かつては公的規制に委ねられ、または個々の上場会社や取引参加者などに委ねられてきた分野についても、自主規制機関として市場規律を確立するために必要な場合には、公的規制と相俟ってさらに一層の役割を果たしていくことが望まれている。

## 2. 自主規制業務に関連して生じうると考えられる利益相反について

こうした東証の自主規制業務に対する社会一般の期待が高まる一方で、東証も市場運営という事業を営む企業体である以上、企業体としての利害と、市場開設者として確保すべき市場の公正性との間に生じうると考えられる利益相反問題と無縁ではいられない。会員組織時代から利益相反問題は内在していたが、株式会社化・上場といった要素はこれを拡大させる可能性がある。

ここでいう場合の「利益相反」の内容としては、大きく以下の3点に整理されると考えられる。

取引参加者の利益確保と市場開設者としての市場の公正性確保との間での利害対立

東証は取引参加者から取引手数料等の収入を得ている。そのため、取引参加者からの注文を増やし、あるいは減らさないことなどを目的として、自主規制ルールの策定及び当該ルールの運用において、不適切な措置をとり、若しくは適切な措置をとらないといったことを行う動機が生じうるとの懸念が考えられる。

## 上場会社の利益確保と市場開設者としての市場の公正性確保との間での利害対立

東証は上場会社から上場手数料等の収入を得ている。そのため、上場会社を増やし、あるいは減らさないことを目的として、自主規制ルールの策定及び当該ルールの運用において、不適切な措置をとり、若しくは適切な措置をとらないといったことを行う動機が生じうるとの懸念が考えられる。

## 株主の利益と市場開設者としての市場の公正性確保との間での利害対立

東証は証券取引法により公正・円滑な取引と投資者保護とを目的として市場運営することを求められている機関であり、こうした制約の下ではあるが、株式会社として株主がガバナンス上相応の権限を有している。そのため、株主の利益を過度に図り、あるいは特定の株主の利益を図ることを目的として、自主規制ルールの策定及び当該ルールの運用において、不適切な措置をとり、若しくは適切な措置をとらない、といったことを行う動機が生じうるとの懸念が考えられる。また、同じ目的から、財務的基盤を危うくする配当を行い、あるいは市場の公正性確保に必要な予算措置を十分講じないといった動機が生じうるとの懸念も考えられる。

上場によって多様な株主が登場する結果、特定の大株主との利益相反が深刻化するという懸念については、証券取引法上の主要株主規制が有効な対策として機能するものと期待される。また、それ以外の株主との利益相反、取引参加者や上場会社との間の利益相反についても、東証は証券取引法の目的を達成するための機関であり、監督官庁による監督の下に置かれていることから、利益相反の弊害を排除するシステムは、現在でも一応は整備されているということができる。

しかし、東証の自主規制業務に対する期待が急速に高まりつつある中で、上場による利益相反の拡大が懸念されている現在、東証は自ら利益相反の弊害を排除し、市場の公正性を自律的に確保するような仕組みを整備すべきである。

### 3. 自主規制業務の公正性確保のための遂行体制（望ましい組織形態等）のあり方について

自主規制業務の公正性確保のための遂行体制のあり方、すなわち望ましい組織形態については、海外の上場している証券取引所の例などを参考にすると、概略以下の5類型が考えられる。

#### 自主規制委員会強化案

取締役会の諮問機関である現行の自主規制に係る委員会の権限を強化するとともに、自主規制業務を執行する責任者（C R O）の地位を独立・強化すること等により、市場運営業務と自主規制業務の一体的運営による自主規制の実効性を維持しつつ、現行のガバナンス体制のもとで、自主規制業務の独立性を強化する。

#### 委員会等設置会社案

委員会等設置会社に移行し、その取締役会が、自主規制に係る委員会を法定の3委員会（指名委員会・報酬委員会・監査委員会）と並列に位置付けて自主規制業務に対する監督権限を実質的に付与するとともに、C R Oに対して自主規制業務の執行に関する権限委任を図ること等により、市場運営業務と自主規制業務の一体的運営による自主規制の実効性を維持しつつ、ガバナンス体制の刷新により、自主規制業務の独立性を強化する。

#### 自主規制監督会社案

持株会社を設け、その傘下に市場運営業務と自主規制業務とを行う現在の東証及び自主規制監督会社を置いて、自主規制監督会社に東証内で行われる自主規制業務の監督を委託すること等により、市場運営業務と自主規制業務の一体的運営による自主規制の実効性を維持しつつ、監督に特化した別会社によるチェックを通じて、自主規制業務の独立性を強化する。

#### 自主規制業務会社案

持株会社を設け、その傘下に市場運営業務会社及び自主規制業務会社を置いて、市場運営業務と自主規制業務を同じ企業グループ内で行うことによ

より、可能な限り自主規制の実効性維持に努めつつ、市場運営業務とは別会社で自主規制業務を行うことにより、自主規制業務の独立性を強化する。

### 第三者機関案

東証から独立した第三者機関が自主規制業務を行い、東証は自主規制業務を行わないこととして、第三者機関に自主規制業務を委ねることにより、自主規制業務の独立性を確保する。

組織類型の選択においては、利益相反の防止に効果的な防止策がとられていて自主規制業務の独立性が高いと評価されると同時に、自主規制部門と市場運営部門の間における情報共有・連携が容易で、自主規制業務の実効性が高い組織であることが重要である。

この二つは二律背反的な関係を持つ要求であり、独立性を完全なものにしようとすれば第三者に自主規制業務を委ねることが必要となるが、その場合には、自主規制のメリット（証券市場に最も近い現場主義による機動的かつ実効性の高い規制、法令より高い水準での規制が可能、法令違反の未然防止、適正なコスト配分とコスト軽減効果）の相当部分が失われることとなる。また、上場審査・上場管理業務も第三者に委ねるのであれば、東証が自立した会社といえるのか否かも疑わしい。したがって、東証が自主規制業務を行わないこととなる「第三者機関案」については、適当でないと考える。

「自主規制委員会強化案」は、スキームのポイントとなる「自主規制に係る委員会」が現行と同様の取締役会の諮問委員会であり、加えて、取締役でない人のみで構成されるなど、「委員会等設置会社案」における「法定の3委員会と並列に位置付けることを意図する自主規制に係る委員会」に比べると権限や責任の面で限界があり、自主規制業務の独立性確保のための組織案として劣るといわざるを得ない。

「自主規制監督会社案」は、オーストラリア証券取引所のモデルを原型として、子会社ではなく兄弟会社に自主規制の監督業務を委託するものとした案であるが、いずれにしても法律で利益相反防止対策を求めておりオーストラリアとは背景が異なること、この案は「委員会等設置会社案」における「自主規制に係る委員会」に法人格を与えたものと考えることが可能であり「委員会等設置会社案」の一類型と捉えることができることから、「委員会等設置会社案」に比べて自主規制業務の独立性確保のための組織案として優れている要素があるとは考えにくい。

したがって、「委員会等設置会社案」と「自主規制業務会社案」を比較しつつ検討することが妥当である。

### 「独立性の確保」の観点

#### ( ) 自主規制業務を監督する機関の独立性

利益相反の弊害を排除するためには、まず一点目として、自主規制業務を監督する機関の独立性を高めることが必要である。

その方策として、第一には、自主規制業務を監督する機関の構成を、経営者や特定の利害関係者から独立した判断を下すことのできる、独立性の高いメンバー中心とすることが挙げられる。この点について、「委員会等設置会社案」では、自主規制に係る委員会を独立性の高い取締役を中心に構成することにより、人的な面で独立性を強化できる。また、「自主規制業務会社案」では、別会社で自主規制業務を行うという形式であり、実質的にも自主規制業務会社の取締役会を独立性の高い取締役を中心に構成することにより、人的な面で独立性を強化できる。

第二には、自主規制業務を監督する機関に対し必要な権限を付与することが挙げられる。この点について、「委員会等設置会社案」では、独立性の高い取締役を中心に構成する自主規制に係る委員会を法定の3委員会と並列的に設け、自主規制業務の監督に係る議案についての取締役会の決議要件を加重するなどの措置を講じることにより、自主規制に係る委員会に対し、実質的に自主規制業務を指揮・監督する権限を与えることができる。一方、「自主規制業務会社案」では、別会社で自主規制業務を行うという形式であり、独立性の高い取締役を中心に構成する自主規制業務会社の取締役会がその業務、すなわち自主規制業務を直接に指揮・監督する権限を元来有する。

このように、自主規制業務を監督する機関の独立性という点では、両案とも大差のない効果を期待できると考える。

#### ( ) C R Oの独立性

利益相反の弊害を排除するためには、二点目として、C R Oが市場運営業務を執行する責任者（C E O）から独立して業務執行を行えることが必要である。

その方策として、第一には、C R Oに対し必要な権限を付与することが挙

げられる。この点について、「委員会等設置会社案」では、同一法人内ではあるものの、自主規制部門と市場運営部門を明確に区分し、CROとCEOを指揮命令系統上並列として、自主規制業務の執行面での権限を執行役であるCROに集中することにより、必要な権限を付与することができる。一方、「自主規制業務会社案」では、別会社で自主規制業務を行うという形式であり、CROとCEOは別法人に属することから、自主規制業務の執行面での権限はCROが保持しており、もとより必要な権限は付与されている。

第二には、CROの地位の安定化が挙げられる。この点について、「委員会等設置会社案」では、独立性の高い取締役を中心に構成する自主規制に係る委員会を法定の3委員会と並列的に設け、取締役会において、CROの選解任に係る議案の決議要件を加重するなどの措置を講じることにより、CROの地位を安定化させることができる。一方、「自主規制業務会社案」では、別会社で自主規制業務を行うという形式であり、独立性の高い取締役を中心に構成する自主規制業務会社の取締役会がCROを選解任するため、CROの地位が直接に市場運営業務会社や持株会社から脅かされることはない。

このように、CROの独立性という点でも、両案とも大差のない効果を期待できると考える。

### 「実効性の確保」の観点

自主規制業務を実効的に行うためには、自主規制部門と市場運営部門との間で連絡・協業体制を構築することにより、情報共有・連携を図っていくことが不可欠である。具体的には、上場会社の未公開情報が集まるなど、高度な情報セキュリティが求められる中で、一定の制約を課しつつ、両部門間でタイムリーに必要な情報交換や連携を確保する体制を構築する必要があるが、「委員会等設置会社案」では、両部門は同一法人内にあることから、いかなる場面を想定した場合でも、そのような体制を構築することは比較的容易である。一方、「自主規制業務会社案」では、同一グループとはいえ別法人の間での対応であり、企業の倒産情報など未公開で機密性の高い情報の交換には、法令上の守秘義務との関係などから、情報に関する記録の作成・役員や幹部社員による対外供与の承認・情報取り扱いに関する注意喚起など、情報セキュリティ上の手続きを要することから、売買停止や監理ポスト割当といった高い機動性を要する自主規制業務の執行を念頭に置くと、同一法人の場合と同等程度にタイムリーな情報交換や連携を確保することは困難で

あり、「委員会等設置会社案」には及ばないと言わざるを得ない。

#### 「必要な経営資源の確保」の観点

自主規制業務を適切に遂行していくためには、それに必要な経営資源（人員・予算）を投入していく必要がある。この点について、「委員会等設置会社案」では、自主規制に係る委員会に人員計画や予算をチェックする権限を付与するなどの措置を講じることにより、必要な経営資源を確保することができる。一方、「自主規制業務会社案」については、自主規制業務会社と市場運営業務会社（又は持株会社）との業務委託契約を長期契約にするなどの工夫を講じることにより、必要な経営資源を確保することができる。

#### 「移行コスト」の観点

「自主規制業務会社案」の場合、複数の会社を設立し、多様な関係者との契約などに基づく権利義務関係を遺漏なくそれぞれの会社に移転させ、会社間で自主規制業務の実効性を確保するために不可欠な情報共有や連携を行っていくための各種契約をはじめとした実務上の手当てを講じるとともに、法的側面も含め、それらの有効性を一つ一つ確認していく必要があるなどの点において、「委員会等設置会社案」の場合には発生しない実務上の様々な作業が生じ、時間と費用を要することになる。

#### 「法的実現可能性」の観点

証券取引法では、証券取引所は自ら市場を開設するとともに自主規制業務を行ふことを想定している。「委員会等設置会社案」においては、2つの業務を同一の法人で行うため、特段法改正を経る必要はないものと考えられる。一方、「自主規制業務会社案」においては、この2つの業務を別々の法人で行うこととなるが、そのような事態を現行法が想定しているかどうかには疑問があり、法改正の必要性も生じうるものと考えられる。

#### 「その他の論点」

両案の比較については、他にもいくつかの論点が挙げられたが、それぞれの論点について両論があり、見解をまとめるには至っていない。

### ( ) 投資者及び世間一般からの評価

自主規制機関にとって、投資者や世間一般からの信頼感を得ることは非常に重要である。この点については、自主規制業務の独立性を表す組織体制としては自主規制部門と市場運営部門を別法人とする「自主規制業務会社案」がより明確であり、投資者や世間一般からの信頼感をより得やすいとする意見があった。一方、「委員会等設置会社案」でも自主規制業務の独立性に実質的な差はなく、説明の労を惜しまなければ同等の信頼感は得られるとする意見もあった。

### ( ) 持株会社の子会社に対するガバナンス

「自主規制業務会社案」において、持株会社を上場したと仮定すると、持株会社の株主が子会社（市場運営業務会社及び自主規制業務会社）の取締役に対して株主代表訴訟を提起することが困難であるなど、持株会社の株主による自主規制業務会社に対するガバナンスには限界があり、現行よりもガバナンスの面で後退するような方法を選択することは、法制度の悪用と取られかねないので大きな問題であるとする意見があった。一方、それによって持株会社の株主による利益相反問題が緩和されることを重視すべきであるとの意見もあった。

以上を総合すると、利益相反の防止に関する「独立性の確保」や「必要な経営資源の確保」の点については、両案に実質的な差はないが、「実効性の確保」、「移行コスト」及び「法的実現可能性」の観点において、現状では「委員会等設置会社案」の方が優れているということができる。

したがって、東証の望ましい組織形態のあり方としては、「委員会等設置会社案」の枠組みの中で、自主規制機能を十全に発揮していくための様々な具体的措置・工夫を講じていくことが適当と考える。

なお、当委員会の審議においては、昨今の証券取引所を取り巻く環境や当委員会の設置の経緯を踏まえて「投資者及び世間一般からの評価」という点を重視するという観点から、また「将来の事業戦略における組織設計の自由度の高さ」といった利点に着目するという観点から、「自主規制業務会社案」の方が適当とする強い意見があった。

#### 4. 具体的な組織設計に際しての留意点について

東証において、委員会等設置会社案を採用する場合には、以下の4点に留意して具体的な組織設計を行う必要がある。

第一に、自主規制に係る委員会に委任される権限と委員の負うべき責任との関係で、委員会の構成について留意する必要がある。

この案は、法制度上取締役会が有する監督権限の一部を、自主規制に係る委員会に対して委任することを基本的な考え方とするものであり、自主規制に係る委員会の委員はそうした権限に伴う責任を負える者である必要があることから、法定の3委員会と同様に全員取締役である必要がある。

したがって、委員会の審議の充実を図る観点から、取締役以外で専門知識を有する者を自主規制に係る委員会の審議に加える場合には、議決権を持たないアドバイザーのような資格で参加を求める必要がある。

第二に、自主規制に係る委員会に委任される権限と取締役会に残る権限との関係で、自主規制に係る委員会の権限は、法定の3委員会のそれとは性質が異なることに留意する必要がある。

この案は、法律上取締役会に付与される監督権限のうち自主規制業務に関するものを、実効性等の観点からまず一義的に自主規制に係る委員会に行使させるものであり、法制上は自主規制業務についても、その最終的な監督権限は取締役会に残ると解ざるえない。したがって、取締役会の決議事項のうち自主規制業務の監督にかかわるもの(C R Oの選解任権など)については、取締役会の決議要件を加重するなどして、自主規制に係る委員会の役割が損なわれないようにする必要がある。

なお、委員会の委員と指名委員会委員又は監査委員を兼任させることにより、こうした問題点を補うことができるとの意見があったが、一方で監査委員との兼任を認めると監査委員会のチェック機能がうまく活かせないなどの問題を指摘する意見もあった。

第三に、自主規制に係る委員会の独立性を確保するために、委員の属性について留意する必要がある。

自主規制に係る委員会は、C E Oからはもちろん、取引参加者・上場会社、大株主その他の特定の利害関係者との関係を有しないなど、これら特定の利害

関係者からも独立した判断を下すことのできる、独立性の高い取締役を過半数として構成する必要がある。

第四に、マーケットコンセプトにかかる事項についての自主規制に係る委員会又はC R Oの権限に留意する必要がある。

自主規制業務に係るルールメイクについては、上場関係のルールメイクなど一部は国際的な市場間競争における競争力に直結する経営上の重要課題であることから、自主規制に係る委員会又はC R OとC E Oとの合意によって行われる必要がある。

また、具体的な組織設計に関しては、以上のほか、「事務局の人数を大幅に増やし、専門家を置き、委員会と密接な連携の下に活動し、委員会は頻繁に会合を開いて、監督を行うべきである」、「C R Oの属性についても留意する必要がある」といった意見があった。

## おわりに

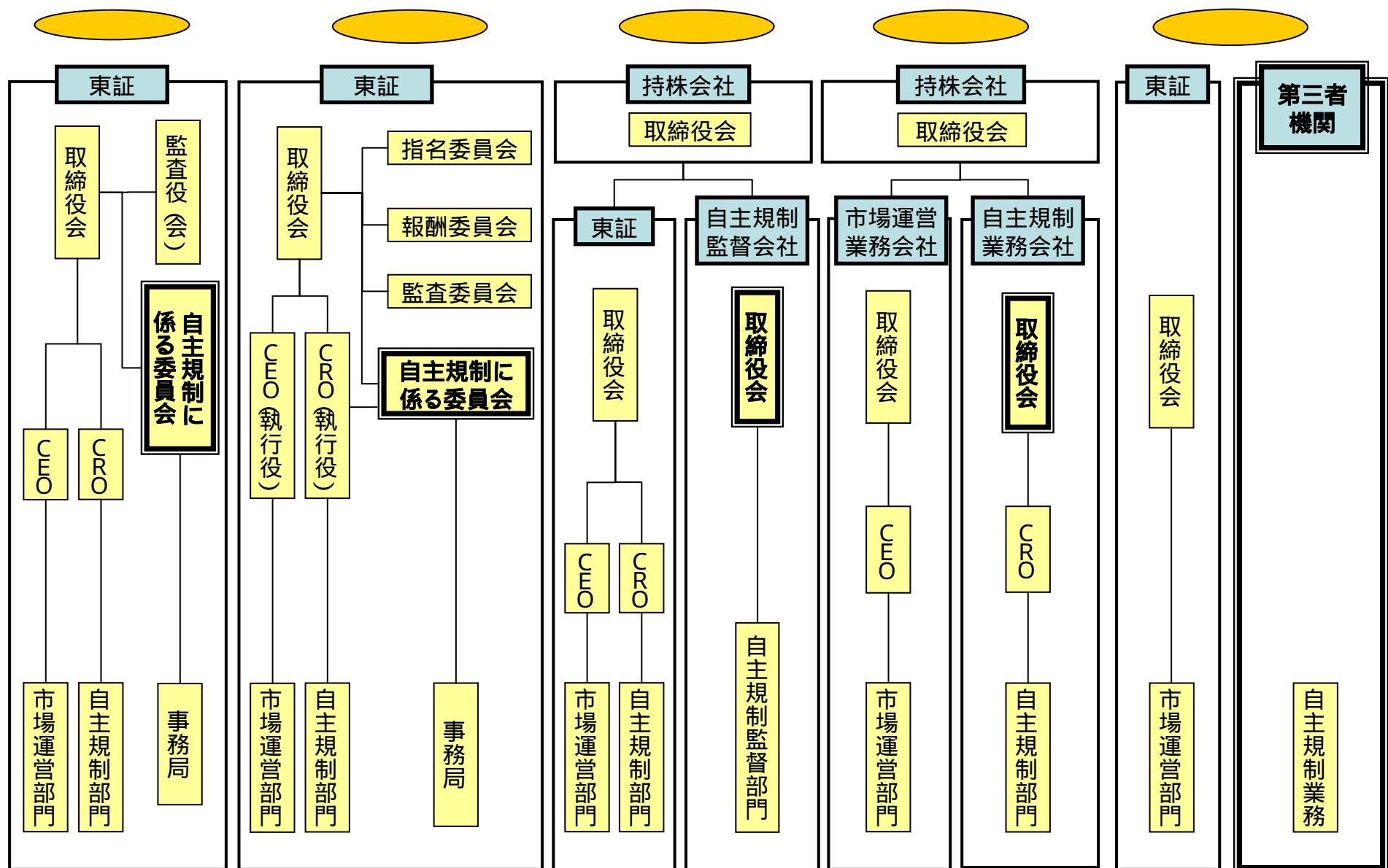
最後に、当委員会では東証の自主規制業務のあり方についてさまざまな角度から検討してきたが、今後、東証自身が上場を目指す中で、敵対的企業買収への防衛策などをめぐる上場会社との利益相反の懸念など、自主規制業務の果たすべき役割が問われる案件が増加することが想定される。

東証においては、この報告書の趣旨を踏まえ、これまで以上に自主規制機能を適切に発揮して高い公共性に対する投資者や社会一般の期待に応えつつ、利便性・公正性・信頼性の高い市場を提供していくことを期待したい。また、それによって東証市場が国際的にも高い評価を確立し、我が国証券・資本市場の発展により一層の貢献を果たしていくことを期待したい。

以 上

## 考えられる組織形態の類型

参考資料



# PRESS RELEASE

東京証券取引所プレスリリース



株式会社 東京証券取引所  
Tokyo Stock Exchange, Inc.  
〒103-8220  
東京都中央区日本橋兜町2番1号  
Tel: 03-3666-0141(大代表)  
URL: <http://www.tse.or.jp/>

平成 17 年 10 月 25 日

各 位

平成 18 年 3 月期中間決算について

当取引所の平成 18 年 3 月期中間決算が別紙のとおりとなりましたので、  
お知らせします。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

(株)東京証券取引所  
経営企画部 中尾  
TEL 03-3665-1214

## 連 結 損 益 の 状 況

	18年3月期 中間期	17年3月期 中間期	増減	前年同期比
<b>営業収益</b>	百万円 <b>29,266</b>	百万円 <b>26,631</b>	百万円 <b>2,635</b>	% <b>9.9</b>
取引参加料金	11,618	10,472	1,146	10.9
上場関係収入	6,067	5,395	671	12.4
情報関係収入	4,221	3,857	364	9.5
証券決済関係収入	5,031	4,397	633	14.4
システム開発・運用関係収入	1,281	1,226	54	4.5
その他の営業収益	1,045	1,280	235	18.3
<b>営業費用</b>	<b>19,913</b>	<b>20,103</b>	<b>190</b>	<b>0.9</b>
人件費	5,621	5,934	313	5.3
不動産賃借料	2,913	2,896	17	0.6
システム維持・運営費	4,545	4,350	194	4.5
減価償却費	3,157	3,732	575	15.4
その他の営業費用	3,675	3,189	486	15.3
<b>営業利益</b>	<b>9,353</b>	<b>6,527</b>	<b>2,825</b>	<b>43.3</b>
<b>営業外収益</b>	1,240	1,011	228	22.6
受取利息及び配当金	9	7	1	24.1
不動産賃貸収入	280	329	49	15.0
持分法による投資利益	732	389	343	88.1
その他の営業外収益	218	285	66	23.4
<b>営業外費用</b>	<b>296</b>	<b>391</b>	<b>94</b>	<b>24.2</b>
支払利息	0	0	0	42.4
不動産賃貸費用	276	385	108	28.2
その他の営業外費用	19	6	13	224.3
<b>経常利益</b>	<b>10,297</b>	<b>7,148</b>	<b>3,149</b>	<b>44.1</b>
<b>特別利益</b>	457	193	264	136.4
<b>特別損失</b>	871	6	865	14,178.3
税金等調整前中間純利益	9,883	7,335	2,547	34.7
法人税、住民税及び事業税	3,336	2,365	970	41.0
法人税等調整額	190	149	41	27.7
少數株主損益	119	79	39	50.0
<b>中間純利益</b>	<b>6,237</b>	<b>4,742</b>	<b>1,495</b>	<b>31.5</b>

## 单 体 損 益 の 状 況

	18年3月期 中間期	17年3月期 中間期	増減	前年同期比
百万円	百万円	百万円	%	
<b>営業収益</b>	<b>24,378</b>	<b>22,334</b>	<b>2,044</b>	<b>9.2</b>
取引参加料金	11,618	10,472	1,146	10.9
上場関係収入	6,067	5,395	671	12.4
情報関係収入	4,209	3,869	339	8.8
その他の営業収益	2,482	2,595	113	4.4
<b>営業費用</b>	<b>16,789</b>	<b>16,995</b>	<b>205</b>	<b>1.2</b>
人件費	4,421	4,746	325	6.9
不動産賃借料	2,618	2,592	25	1.0
システム維持・運営費	5,053	4,587	466	10.2
減価償却費	2,831	3,248	417	12.8
その他の営業費用	1,864	1,820	44	2.5
<b>営業利益</b>	<b>7,589</b>	<b>5,339</b>	<b>2,250</b>	<b>42.1</b>
<b>営業外収益</b>	<b>602</b>	<b>706</b>	<b>103</b>	<b>14.6</b>
受取利息及び配当金	70	60	10	17.8
不動産賃貸収入	309	361	51	14.4
その他の営業外収益	222	284	62	21.8
<b>営業外費用</b>	<b>326</b>	<b>446</b>	<b>119</b>	<b>26.9</b>
支払利息	0	0	0	63.9
不動産賃貸費用	306	439	133	30.4
その他の営業外費用	19	6	13	229.2
<b>経常利益</b>	<b>7,865</b>	<b>5,599</b>	<b>2,266</b>	<b>40.5</b>
<b>特別利益</b>	<b>686</b>	<b>189</b>	<b>496</b>	<b>262.0</b>
<b>特別損失</b>	<b>871</b>	<b>3</b>	<b>868</b>	<b>23,519.5</b>
<b>税引前中間純利益</b>	<b>7,680</b>	<b>5,785</b>	<b>1,895</b>	<b>32.8</b>
法人税、住民税及び事業税	2,564	1,866	697	37.4
法人税等調整額	251	129	122	94.4
<b>中間純利益</b>	<b>4,864</b>	<b>3,789</b>	<b>1,074</b>	<b>28.4</b>

平成 18 年 3 月期

## 中間決算短信（連結）

平成 17 年 10 月 25 日  
株式会社東京証券取引所決算取締役会開催日：平成 17 年 10 月 25 日  
米国会計基準採用の有無：無

17 年 9 月中間期の連結業績（平成 17 年 4 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日）

## (1) 連結経営成績

（百万円未満切捨て）

	営業収益		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
17年9月中間期	29,266	( 9.9 )	9,353	( 43.3 )	10,297	( 44.1 )
16年9月中間期	26,631	( 22.7 )	6,527	( 123.4 )	7,148	( 103.1 )
17年3月期	53,071	( 9.1 )	11,360	( 38.4 )	12,037	( 39.5 )

	中間(当期)純利益	1 株当たり中間(当期)純利益	潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益
	百万円 %	円 銭	円 銭
17年9月中間期	6,237 ( 31.5 )	2,743 47	
16年9月中間期	4,742 ( 116.1 )	2,082 63	
17年3月期	4,977 ( 1.1 )	2,164 82	

(注) 持分法投資損益 17 年 9 月中間期 732 百万円 16 年 9 月中間期 389 百万円 17 年 3 月期 144 百万円  
期中平均株式数（連結）17 年 9 月中間期 2,273,740 株、16 年 9 月中間期 2,277,019 株  
17 年 3 月期 2,275,384 株

会計処理の方法の変更 無

営業収益、営業利益、経常利益及び中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期(前期)増減率。

## (2) 連結財政状態

	総資産		株主資本		株主資本比率	
	百万円		百万円		%	%
17年9月中間期	425,345	( 88,197 )	82,049	( 64,681 )	19.3	( 73.3 )
16年9月中間期	1,382,702	( 79,959 )	76,787	( 59,419 )	5.6	( 74.3 )
17年3月期	367,357	( 82,442 )	77,023	( 59,655 )	21.0	( 72.4 )

	1 株当たり株主資本	
	円 銭	円 銭
17年9月中間期	36,085 72	( 28,447 30 )
16年9月中間期	33,771 50	( 26,133 08 )
17年3月期	33,852 25	( 26,213 83 )

(注) 総資産欄の（ ）内は、資産合計から売買・取引証拠金特定資産、清算基金特定資産、前日差入担保金特定資産、信認金特定資産及び違約損失積立金特定資産を控除した数値であります。

株主資本欄及び 1 株当たり株主資本欄の（ ）内は、株主資本から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

株主資本比率欄の（ ）内は、負債合計から預り売買・取引証拠金、預り清算基金、預り前日差入担保金及び預り信認金を、株主資本から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金をそれぞれ控除して算出した数値であります。

期末発行済株式数（連結）17 年 9 月中間期 2,273,740 株、16 年 9 月中間期 2,273,740 株  
17 年 3 月期 2,273,740 株

## (3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
17年9月中間期	8,611	558	1,272	34,887
16年9月中間期	7,280	8,643	1,116	24,528
17年3月期	14,515	13,277	1,255	26,989

(4)連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 3 社 持分法適用非連結子会社数 0 社 持分法適用関連会社数 3 社

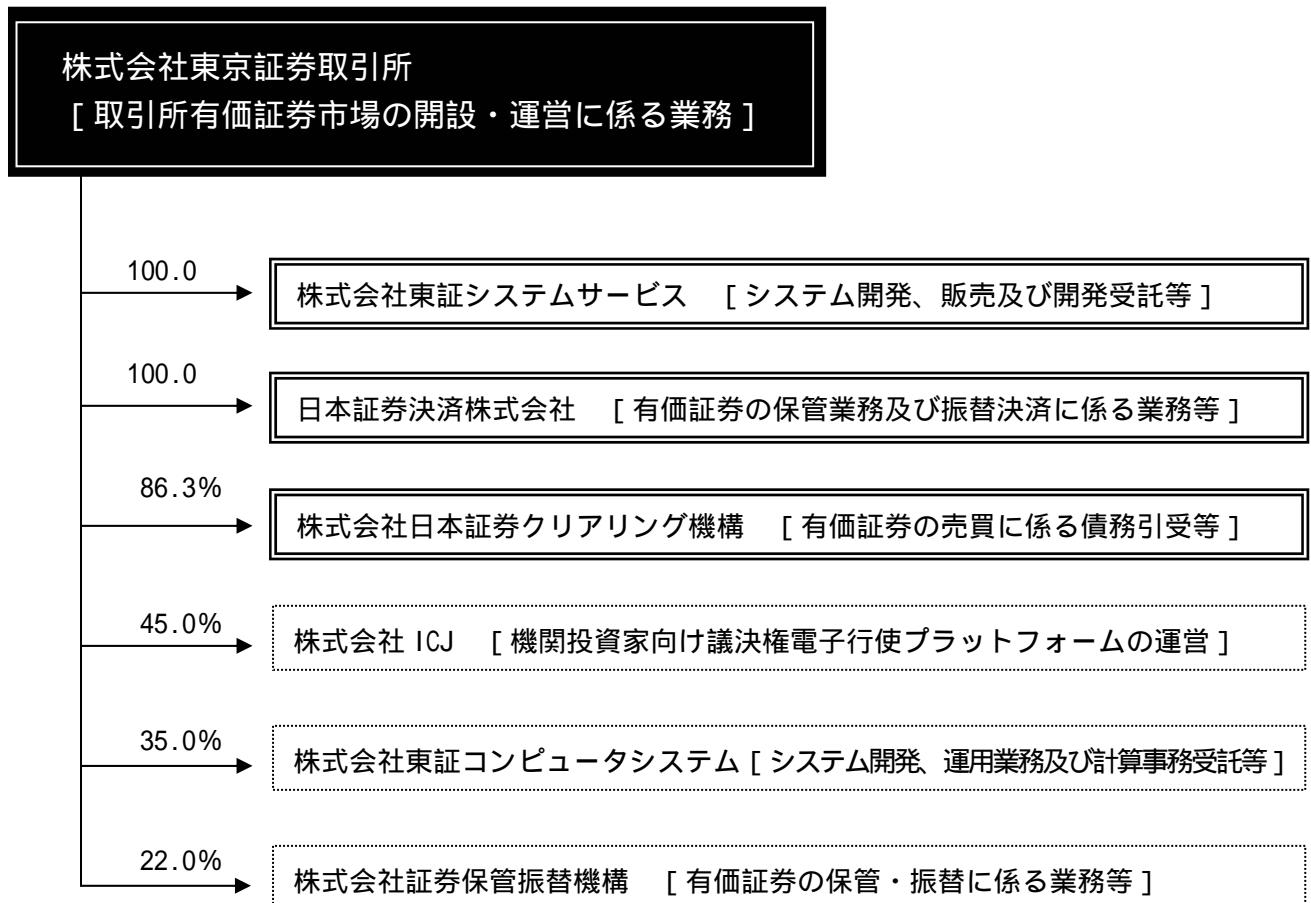
(5)連結範囲及び持分法の適用の異動状況

持分法（除外）1 社（(株)エヌエスピー通信社）

## 1. 企業集団等の状況

当取引所及び当取引所の関係会社（子会社3社、関連会社3社）の主たる業務は、取引所有価証券市場の開設・運営に関する業務であり、具体的には有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引を行うための市場施設の提供、相場の公表及び有価証券の売買等の公正の確保に係る業務等、有価証券債務引受業等を行っております。

企業集団の概要図は以下のとおりです。



子会社

関連会社

(平成17年9月30日現在)

比率は当取引所の出資比率を表しております。

## 2. 経営方針

### 1. 経営の基本方針

当取引所は、「私達は、投資者をはじめ市場利用者の視点に立って、高い信頼性と利便性を備えた健全な市場の構築を目指し、豊かな社会の実現に貢献します。」という企業理念の下、次に掲げる事項を経営の基本方針としてあります。

- (1) 我が国のセントラル・マーケットとしての国際的地位を揺るぎないものとするため、東証のコア市場である現物市場の日本株と、派生商品市場の長期国債先物及びTOPIX先物について、市場機能の更なる強化と国際競争力向上を図ることを第一とします。
- (2) グローバル市場に相応しい「信頼と魅力」を創造するため、あらゆる制度・慣行について不斷の見直しを継続するとともに、ITを積極的に活用することにより、市場機能の利便性と効率性を最大限に追求します。
- (3) 「貯蓄から投資へ」の実現に向けて主体的に取り組み、新たな投資者層を拡大することにより、一層大きく厚みのある証券市場の構築を目指します。
- (4) 国際的に存在意義の高い、真の“Global Financial Exchange”を目指すため、国際的なプレゼンスの向上とブランドの確立を図ります。とりわけアジアにおける有力取引所としての地位を確固たるものとする観点から、アジア域内における取引所等との広範なネットワーク作りを進めます。
- (5) 東証の市場インフラを活用して、市場利用者のニーズに応じて多様な商品を積極的に上場するとともに、競争優位性の高い周辺分野への積極的なビジネス展開と組織の構造改革を推進し、収益性の高い企業への変革を実現します。一方、不採算・非効率な商品については迅速に適切な措置をとり、商品の新陳代謝を図ります。

### 2. 中期的な会社の経営戦略

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針等の将来に関する事項は、本書提出日現在において当取引所グループが判断したものであり、将来に生じる実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

当取引所は、本年3月に新中期経営計画（平成17年度～平成19年度）を策定いたしました。当取引所は、経営環境の変化等に適切に対応するため、中期経営計画について毎年度改定するローリング方式を採用しております。

当取引所では、新たに策定いたしました恒久的な企業理念の下に時期に即した経営の基本方針を定めることとし、当該基本方針に基づき次の5つの事業戦略項目を掲げ、新中期経営計画の着実な実行を図ってまいります。

- (1) 上場株式の投資魅力の向上と投資魅力の高い企業の上場促進
- (2) 一層効率的で信頼される市場インフラの構築
- (3) 証券知識の普及と個人投資者層の拡大 - 「貯蓄から投資へ」の実現に向けて -
- (4) アジアにおける有力取引所としての地位確立
- (5) 組織の構造改革

### 3. 会社の対処すべき課題

当取引所は、5つの事業戦略項目に対して、次のとおり各々数項目の具体的な取組み課題を掲げております。中でも、昨年、上場会社のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いだことから、証券市場に対する投資者の信頼を揺るがしかねない事態となっており、「市場の公正性・信頼性の確保」に積極的に取り組まなければならないものと認識しております。

#### (1) 上場株式の投資魅力の向上と投資魅力の高い企業の上場促進

##### 上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実

コーポレート・ガバナンスに関する上場会社における意識の定着を図るとともにその実効性確保に向けた手法を検討し、上場会社のガバナンス機能の質的な向上に積極的に取り組みます。

##### ディスクロージャーの向上

東証上場銘柄の信頼性を向上する観点から、会社情報のディスクロージャー等に対するサポート体制を一層強化するとともに投資者に対する会社情報の提供の充実を図ります。

##### 投資魅力の高い良質な企業の上場促進

上場審査体制の充実や未上場企業に対するよりきめ細かいサポートを通じて、市場第一部、第二部及びマザーズに投資魅力の高い良質な企業の上場を促進することにより、東証市場に対する投資者の期待に応えます。（新規上場会社数 年平均 155 社以上を想定しています。）

#### (2) 一層効率的で信頼される市場インフラの構築

##### 安定的な市場運営の確保のためのシステムインフラの強化

利便性、効率性の高いシステムインフラの構築を推進すると同時に、正確な相場情報の提供と迅速な取引をシステムインフラ面で確保するために、適時・適切に処理能力の増強を図るとともにITマスター・プランに沿った計画的なシステム構築・リプレイスを実施します。

##### 市場の公正性及び信頼性の確保

市場の公正性・信頼性を更に高めるため、売買審査業務と考查業務について、その連携を強めるなど一層の機能強化を図ります。また、取引参加者や上場会社のコンプライアンスに対する支援を推進することにより、不公正取引等の未然防止を図ります。

##### 決済インフラの整備

有価証券の電子化や約定から決済までのS T P化の更なる推進、決済期間短縮に向けた環境整備など、効率性向上と安全性・信頼性の高い我が国の決済インフラの整備に向けて積極的に取り組みます。

##### リスク管理体制の強化

緊急時事業継続基本計画に基づき、万一の天災地変、テロ等に対して市場機能の停止や低下を最小限に止めるとともに、自らの情報開示に係る内部統制システムを向上するなど、リスク管理体制の強化を図ります。また、実効性あるコンプライアンスプログラムの運用や知的財産管理体制の構築により、訴訟の提起などから企業価値が毀損するリスクに備えます。

#### (3) 証券知識の普及と個人投資者層の拡大 -「貯蓄から投資へ」の実現に向けて-

「東証アカデミー」の活動を軸として、証券市場や証券投資に関する知識の普及と理解の促進を図り、より多くの個人が投資に参加できる環境づくりを行います。また、学校向けの証券教育についても積極的に関わりあいを持ち、教育現場においても基礎的な経済・金融知識の普及活動を行います。

#### ( 4 ) アジアにおける有力取引所としての地位確立

##### アジア近隣諸国を中心とした外国企業の上場推進

外国企業の上場を推進すべく、アジア近隣諸国を重点に精力的に活動を展開します。

併せて、外国企業が日本で取引所への上場や資金調達を行う際に障壁となる制度・慣行の見直しなどの環境整備に積極的に取り組みます。

##### 東証の国際的なプレゼンスの向上とブランドの確立

東証の国際的なプレゼンスの向上とブランドの確立を図るため、海外向けプロモーション活動を積極的に展開します。

国際取引所連合( W F E )及びアジア・オセアニア証券取引所連合( A O S E F )の活動を通じて、東証の国際的なプレゼンスを高め、それを将来のビジネス展開に生かします。

##### 国際的連携・提携の推進

将来の国際的市場間競争の動向やビジネスチャンス獲得への多面的対応を可能とするため、世界各国の取引所等との間で様々な連携・提携を推進します。とりわけアジアの有力取引所としての地位を確保する観点から、アジア域内における取引所等との広範なネットワーク作りを進めます。

#### ( 5 ) 組織の構造改革

##### ビジネスラインの拡大

周辺分野への展開による拡大成長を目指し、情報提供ビジネスを積極的に展開するとともに、新たなビジネス・サービスの開拓に経営資源を投入します。また、投資サービス法の制定を見据え、非金融商品を含めた新商品の開拓に向けて調査研究を進めます。

##### I T 技術の戦略的活用

I T 技術を戦略的に活用することにより、経営環境の変化に迅速に対応できる柔軟性の高いシステムの構築とコストの圧縮を図ります。

I T 関連の設備投資については、投資効率を十分踏まえつつ、積極的に実施します。( 平成 19 年度までに I T 投資として約 234 億円を見込みます。 )

##### コスト構造の改革

財務基盤の安定性を維持、向上させるため、平成 19 年度の営業費用について、406 億円以下( 平成 16 年度見込み比 15 億円以上減 )を目標に削減することに加えて、資金運用の効率化を図ります。

業務の効率化を推進することにより、東証の社員数について、業務を踏まえつつその抑制を継続します。特に管理部門についてはスリム化を図ります。

##### 企業風土の変革・人材育成

社員一人ひとりの能力を最大限発揮できる環境を整備し、社員にとって働き甲斐のある職場づくりを進めるとともに、成果主義に基づく処遇を徹底するなどにより、新たな課題に果敢に挑戦する企業風土を醸成します。

将来の競争力の源泉たる「人的資本」について、グローバル化と業務の高度化・専門化に対応して、国際的視野と専門性を身に付けたプロ型人材の育成を積極的に行い、また新たな業務展開への対応に必要な人材については早急に確保します。

#### 4. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

当取引所は、我が国証券市場のセントラル・マーケットという公共インフラとしての使命を果たしながら、公共性と収益性のバランスのもと堅実な利益を確保することを目指しています。したがって、当取引所では、幅広い意見を経営や市場運営に反映し、会社諸機関の権限・責任の明確化とアカウンタビリティの発揮のもとに経営の透明性の向上を図るとともに、自主規制機関として健全な業務執行を確保し、それによって株主及び市場利用者等の関係者に高い信頼を提供することをコーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としております。

##### (1) 会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

###### 会社の機関の内容

当取引所では、業務執行と監督における権限・責任の明確化と意思決定の迅速化を図るために執行役員制を導入しております。当取引所経営の中心的役割を担う取締役会は、実質的討議を可能とするため取締役の員数を12名以下としたうえで(平成17年9月30日現在の取締役は12名)、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り、業務執行の妥当性を監督する機能を強化するため、うち7名を社外取締役としております(平成17年9月30日現在)。

社外取締役7名の内訳は、当取引所の上場会社の役員等5名、証券アナリスト1名、法律専門家1名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当取引所の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制となっております。

取締役会は、原則として毎月1回開催しており、経営の基本方針・重要事項の決定を行うとともに、それに従って行う執行役員の業務執行について監督しています。また、取締役会の内部委員会として当取引所の役員人事及び役員報酬に関する透明性・客觀性を確保することを目的とした「指名・報酬委員会」を設置しております。同委員会は4名の社外取締役を含む6名の取締役で構成されており、役員の人事及び報酬に関しては、同委員会で十分な審議を行った上で取締役会において決定することとしております。

当取引所は、現在、監査役制度を採用しております。監査役会は、4名(常勤監査役2名)で構成され、うち3名を社外監査役としており、原則月1回監査役会を開催するなど、充実した体制となっています。また、監査役を補佐するスタッフとして監査役室を設置しています。監査役は、取締役会及び執行役員会等の重要な会議に出席するなど、業務執行の適法性を中心に監査をしており、会計監査及び業務監査においては、会計監査人、内部監査室及び子会社の監査役との連携を図り、その実効性を高めるよう努めています。

当取引所では、当取引所の市場運営に幅広い意見を反映させるため、取締役会の諮問に応じ、あるいは取締役会に意見を述べる取締役会の諮問機関として、「市場運営委員会」「自主規制委員会」及び「規律委員会」の3つの諮問委員会を設けています。諮問委員会は、市場利用者や第三者的な立場の方で構成しており、市場運営委員会は売買・決済制度や上場制度のあり方に関する審議、自主規制委員会は売買審査や考査のあり方に関する審議、規律委員会は法令等に違反した取引参加者の処分・処置に関する審議を行います。その他、当取引所及び証券市場全般に関し幅広く意見交換をする場として、取締役社長の私的懇談会である「アドバイザリー・コミッティー」を設置しております。これは上場会社、機関投資家及び学識者等の関係者により構成されております。

なお、当取引所では、平成17年6月22日に当取引所取締役会の諮問委員会として、江頭憲治郎東京大学大学院法学政治学研究科教授を委員長とする「自主規制業務のあり方に関する特別委員会」を設置いたしました。貯蓄から投資の流れの中、証券取引所の自主規制業務は益々重要なものとなって

きております。また、最近においては、市場における取引の公正確保等にとどまらず、タイムリー・ディスクロージャーや上場廃止基準といった上場有価証券又はその発行者の質を確保する機能についても証券取引所の自主規制機能の範囲であるとの認識が一般にも広まるなど、証券取引所の自主規制機能に対する投資家等の期待が急速に高まっております。

一方、金融審議会金融分科会第一部会においては、国際的な流れも踏まえ、日本における自主規制機関のあり方について引き続き検討をすすめるべきであるとの問題提起もなされました。

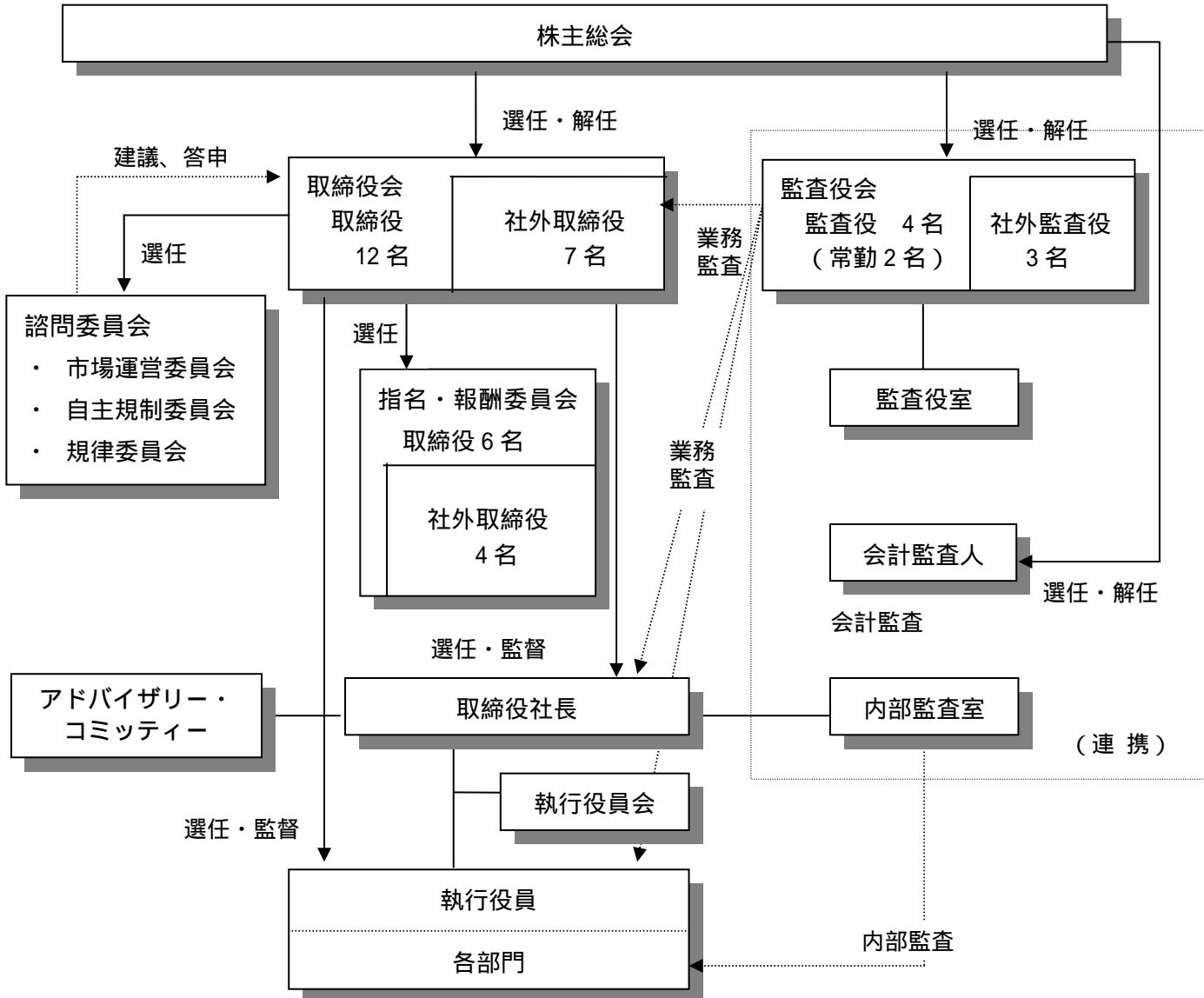
特別委員会では、このような状況を踏まえ、当取引所の上場後も見据えた自主規制業務のあり方に關して、公正性の一層の充実を図るための具体的な措置を含め、審議が行われ、平成17年10月25日に報告書が当取引所取締役会に提出されました。

#### 内部統制の仕組み

当取引所では、各部門・部の業務執行が法令、当取引所の定款・業務規程及びその内規並びに社内規程等に違反することのないよう担当各部門・部において牽制体制を構築しておりますが、それに加えて更なる内部統制の充実を図るため、取締役社長直轄の内部監査室を設置しています。内部監査室は、各部門・部の業務に対して、必要な内部監査を実施しており、監査結果を取締役社長に報告しております。

また、当取引所では、社会との調和を目指し、開かれた企業として果たすべき社会的責任を明らかにするために、企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を「(株)東京証券取引所企業行動憲章」として定めているほか、法令や「(株)東京証券取引所企業行動憲章」を含む全ての当取引所社内規則に違反する行為について、会社として速やかに認識し、必要な措置を講ずるとともに、当取引所の倫理及び法令の遵守を推進するために、違反行為に係る通報又は照会制度として「東証コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。

当取引所の経営組織その他コード・ガバナンス体制の概要は、次のとおりです。



## リスク管理体制の整備の状況

平成13年9月の米国同時多発テロや、一昨年話題となったSARSの流行、電力不足及び米国の大規模停電等、近年、様々なリスクが顕在化してきたとともに、当取引所の業務を取り巻くリスク環境も大きく変化しています。このような環境の変化に対応するためには、システム障害時のみならず、天災地変、テロ等の様々なリスクが発現した場合であっても、そのようなリスクに適切に対応することが必要となっています。さらに、IT化の進展、ユーザーの多様化等を背景とし、当取引所を取り巻くリスクが多様化・複雑化していることから、リスクを適切に管理することは取引参加者、上場会社等のニーズに応え、当取引所の業務を円滑に遂行する上でもますます重要になってきております。こうした環境を踏まえ当取引所では、当取引所の事業活動に関わるリスク管理の強化と併せてリスクが顕在化した時に、より迅速な対応を図るためにリスク管理委員会を設置しています。

また、多様化するリスクに対応するために災害、テロ等あらゆるリスクの発現を想定した事業継続に関する基本的計画を整備する必要が高まっているとの認識のもと、業務継続が困難となった場合の業務継続に関する基本方針、体制、手順等を定めた「BCP（緊急時事業継続計画）」を取りまとめ、万一の天災地変、テロ等に対して市場機能の停止や低下を最小限に止めるとともに、自らの情報開示に係る内部統制システムを向上するなど、リスク管理体制の強化を図ることとしてあります。

### 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

当取引所では、取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、人員は2名となっております。内部監査計画については、当取引所を取り巻くリスクを把握し、重要性・緊急性等を勘案して決定しております。計画に基づき実施した内部監査の結果については、取締役社長に報告するとともに、監査役にも報告し、監査対象部署の業務管理態勢などについて広範に質疑応答を行い、監査に係る情報の提供を実施しています。また、会計監査人からは、会計監査の結果について報告を受けております。

監査役監査については、常勤監査役は取締役会、執行役員会など重要な会議への出席、主要な議事録等の閲覧などの日常的な監査業務を行うとともに、監査役会で決定した監査計画に従って監査を行い、当該監査活動の状況について、毎月開催する監査役会に報告しています。非常勤監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、広く大所高所より監査に関し助言・提言を行っています。これらの監査役監査を補佐するため、監査役室を設け、専任のスタッフ4名を配置しております。また、監査役監査においては、会計監査人から監査計画及び監査結果等の報告を聴取するなど、会計監査人との緊密な連携の下に監査を行っております。

当取引所の会計監査業務を執行した公認会計士は、川口勉、進藤直滋、山崎博行及び信田力（以上、公認会計士法第34条の10の4に定める指定社員。）の4名であり、中央青山監査法人に所属し、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条第1項に基づく計算書類等の監査等を実施しております。なお、上記4名の継続監査年数は、川口、進藤、山崎の3名は5年、信田は3年となっております。

また、当取引所の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士補3名です。監査の実施において、重要な不正及び違法行為に関する対処の状況等、特に考慮された事項はないものと認識しております。

### 役員報酬及び監査報酬について

当中間期において当取引所の取締役及び監査役に対する報酬並びに監査法人に対する監査報酬は以下のとおりです。

#### 【役員】

区分	支給人数	支給額
社内取締役に対する報酬	5名	67百万円
社外取締役に対する報酬	7名	29百万円
監査役に対する報酬	7名	25百万円
計	19名	123百万円

（注）当中間期末現在の取締役の人数は12名、監査役の人数は4名です。

監査役に対する報酬の支給人数には、当中間期間において退任した監査役3名が含まれております。

#### 【監査法人】

監査証明に關わる報酬	10百万円
上記以外の報酬	-
計	10百万円

#### （2）会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役7名の内訳は、当取引所の上場会社の役員等5名（うち、取引参加者の相談役1名、取引参加者を子会社とする上場会社の役員1名）、証券アナリスト1名、法律専門家1名となっております。

社外監査役 3 名の内訳は、法律専門家、公認会計士及び中央銀行出身者（常勤監査役）となっております。

上場会社からは年間上場料等の収入を得ておりますが、当該金額は全ての上場会社について当取引所規則に定められた同一の料金体系に基づいて算出されております。取引参加者からは取引参加料金等の収入を得ておりますが、当該金額は全ての取引参加者について当取引所規則に定められた同一の料金体系に基づいて算出されております。その他特記すべき利害関係はございません。

( 3 ) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組みの最近半年間における実施状況

当中間期間においては、売買審査や考査のあり方に関して審議する自主規制委員会を 2 回、法令等に違反した取引参加者の処分・処置に関して審議する規律委員会を 2 回、それぞれ開催いたしました。また、アドバイザリー・コミッティーについては 2 回、リスク管理委員会については 3 回開催いたしました。

## 経営成績及び財政状態

### (1) 経営成績

当中間期の概況

( 営業収益の状況 )

営業収益のうち取引参加料金は、株券等の売買代金・数量に応じて頂戴する取引料等から構成されます。なお、4月1日より従来の取引参加者負担金の料金体系のうち応能的負担部分を廃止し、当取引所が提供させていただいている便益に応じて料金を頂戴するという、便益的負担を原則とした料金体系に変更いたしました。ただし、平成19年3月期までの2年間については経過措置を講じ、新制度への完全移行は、平成19年4月売買分からとなります。) 当中間期の取引参加料金は、内国株券の一日平均売買代金等が前年同期を上回ったことなどにより、前年同期の取引参加者負担金と比較して10.9%増の116億18百万円となりました。

[ 参考1 ]

	当中間期	前年中間期	増減
中間期末総合取引参加者数	107 社	109 社	1.8 %
内国株券1日平均売買代金	15,387 億円	13,205 億円	16.5 %
国債先物1日平均売買高	39,481 億円	34,905 億円	13.1 %
株価指数先物1日平均契約金額	5,816 億円	4,960 億円	17.3 %
中間期末TOPIX	1,412.28 ポイント	1,102.11 ポイント	28.1 %

上場関係収入は、新規上場申請者から頂戴する「上場審査料」、新規上場に際して新規上場会社から頂戴する「新規上場料」、増資等に応じて頂戴する「新株発行・上場料」及び時価総額に応じて上場会社から頂戴する「年間上場料」などから構成されます。当中間期の上場関係収入は、転換社債型新株予約権付社債券の株式への転換が前年同期実績を大幅に上回ったことなどから、前年同期比12.4%増の60億67百万円となりました。

[ 参考2 ]

	当中間期	前年中間期	増減
増資(株式による資金調達額)	5,470 億円	8,932 億円	38.8 %
新規上場会社数	32 社	57 社	43.9 %
中間期末上場会社数	2,318 社	2,267 社	2.2 %
中間期末時価総額	453 兆円	345 兆円	31.3 %

(注) 株式による資金調達額は私募を除く。

数値は、東証1・2部及びマザーズ上場会社に係る合計値。外国会社を含む。

情報関係収入は、情報ベンダー等への相場情報の提供料等から構成されます。当中間期の情報関係収入は、株式市況等が好調に推移したこともあり、リアルタイムで提供している情報に係る利用料収入が大幅に増加したことなどから、前年同期比9.5%増の42億21百万円となりました。

証券決済関係収入は、株式会社日本証券クリアリング機構が行う債務引受業等に関する収入及び日本証券決済株式会社が行う有価証券の保管・受渡業務に関する収入から構成されます。当中間期の証券決済関係収入は、内国株券の売買代金等が増加したことに伴い清算手数料が増加したことなどから、前年同期比14.4%増の50億31百万円となりました。

システム開発・運用関係収入は、株式会社東証システムサービスが行うシステム開発・運用業務に関する収入から構成されます。当中間期のシステム開発・運用収入は、大口顧客向け案件の納入などにより、前年同期比4.5%増の12億81百万円となりました。

その他の営業収益は、株券等の売買に利用される取引参加者端末のリース料収入や保守料収入などか

ら構成されますが、当中間期においては、取引参加者端末等に係る機器リース料収入が減少したことなどから、前年同期比 18.3% 減の 10 億 45 百万円となりました。

#### ( 営業費用の状況 )

人件費は、年金制度の見直しに伴い退職給付費用が減少したことなどから、前年同期比 5.3% 減の 56 億 21 百万円となりました。

不動産賃借料は、取引所本・市場館等の賃借料などから構成されますが、当中間期は前年同期比 0.6% 増の 29 億 13 百万円となっております。

システム維持・運営費については、当取引所の売買システムや相場報道システムなど各種システムの維持・管理費用や運用費用などから構成されます。当中間期においては、各種新規システムの運用費の増加や、清算件数の増加に伴い清算業務に係る委託費が増加したことから、前年同期比 4.5% 増の 45 億 45 百万円となっております。

建物や建物附属設備及び各種システムのハードウェア・ソフトウェア並びに貸与リース資産などに係る費用である減価償却費は、各種システムの償却が進んだことに加え、旧システムの一部を除却したことなどから、前年同期比 15.4% 減の 31 億 57 百万円となっております。

この結果、当中間期の連結業績は、営業収益 292 億 66 百万円（前年同期比 9.9% 増）、営業費用 199 億 13 百万円（前年同期比 0.9% 減）で、営業利益は 93 億 53 百万円（前年同期比 43.3% 増）、経常利益は持分法による投資利益 732 百万円などを加え 102 億 97 百万円（前年同期比 44.1% 増）となりました。また、システムリプレース等に伴い、特別損失として固定資産除却損 8 億 71 百万円を計上したことなどから、税金等調整後の中間純利益は 62 億 37 百万円（前年同期比 31.5% 増）となりました。

#### (2) 財政状態

##### 当中間期の概況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益が 98 億 83 百万円、減価償却費が 29 億 12 百万円のキャッシュ・インとなり、法人税等の支払額 28 億 92 百万円を差し引くなどした全体では、86 億 11 百万円のキャッシュ・インになりました。

投資活動に係るキャッシュ・フローは、有価証券の売却などにより 5 億 58 百万円のキャッシュ・インとなりました。

財務活動に係るキャッシュ・フローは、当取引所による配当金の支払いなどから、12 億 72 百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間期末残高は、期首に比べ 78 億 98 百万円増の 348 億 87 百万円となっております。

## 1. 中間連結貸借対照表

(単位：百万円、未満切捨)

科 目	当中間期末 (平成 17 年 9 月 30 日 現在)		前年中間期末 (平成 16 年 9 月 30 日 現在)		増減		前期末 (平成 17 年 3 月 31 日 現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	金額	構成比
		%		%		%		%
( 資産の部 )								
流 動 資 産	363,732	85.5	1,319,444	95.4	955,712	72.4	303,759	82.7
現 金 及 び 預 金	34,387		24,027		+ 10,359	43.1	27,389	
営 業 未 収 入 金	5,856		3,561		+ 2,295	64.5	4,967	
有 価 証 券	2,000		2,000		+ 0	0.0	2,500	
仕 掛 品	137		103		+ 33	32.4	176	
前 払 費 用	308		496		188	38.0	321	
繰 延 税 金 資 産	673		593		+ 79	13.4	612	
短 期 差 入 保 証 金	142		2,007		1,865	92.9	767	
売買・取引証拠金特定資産	174,465		877,547		703,082	80.1	153,117	
清算基金特定資産	69,116		257,274		188,157	73.1	65,880	
前日差入担保金特定資産	75,811		147,814		72,003	48.7	47,911	
その他の流動資産	840		4,020		3,180	79.1	120	
貸 倒 引 当 金	6		4		2	51.8	5	
固 定 資 産	61,613	14.5	63,257	4.6	1,644	2.6	63,597	17.3
1 有形固定資産	16,172	3.8	19,192	1.4	3,019	15.7	17,723	4.8
建物及び構築物	3,511		3,633		121	3.3	3,693	
情報システム設備	7,290		10,706		3,415	31.9	9,246	
土 地	2,399		2,399				2,399	
建 設 仮 勘 定	1,062		37		+ 1,024	2,697.7	223	
その他の有形固定資産	1,908		2,414		505	21.0	2,161	
2 無形固定資産	7,784	1.8	6,963	0.5	+ 821	11.8	7,962	2.2
ソ フ ト ウ ェ ア	4,730		3,910		+ 819	21.0	4,200	
連 結 調 整 勘 定	10		17		7	40.0	14	
その他の無形固定資産	3,043		3,035		+ 8	0.3	3,747	
3 投資その他の資産	37,655	8.9	37,102	2.7	+ 553	1.5	37,912	10.3
投 資 有 価 証 券	5,468		4,308		+ 1,159	26.9	5,063	
繰 延 税 金 資 産	3,602		1,832		+ 1,769	96.6	3,854	
差 入 保 証 金	8,330		8,514		184	2.2	8,753	
前 払 年 金 費 用	2,292		2,145		+ 146	6.8	2,040	
信 認 金 特 定 資 産	387		2,737		2,349	85.8	637	
違約損失積立金特定資産	17,367		17,367				17,367	
そ の 他 の 投 資 等	550		529		+ 21	4.1	537	
貸 倒 引 当 金	344		335		9	2.8	342	
資 产 合 计	425,345	100.0	1,382,702	100.0	957,356	69.2	367,357	100.0

科 目	当中間期末 (平成 17 年 9 月 30 日 現在)		前年中間期末 (平成 16 年 9 月 30 日 現在)		増減		前期末 (平成 17 年 3 月 31 日 現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	金額	構成比
		%		%		%		%
( 負債の部 )								
流 動 負 債	330,461	77.7	1,295,129	93.7	964,668	74.5	277,052	75.4
營 業 未 払 金	2,131		2,202		70	3.2	2,381	
1年内返済予定長期借入金	106		249		143	57.4	168	
未 払 法 人 税 等	3,416		2,454		+ 962	39.2	2,963	
未 払 消 費 税 等	420		366		+ 53	14.6	522	
賞 与 引 当 金	835		802		+ 32	4.1	756	
預り売買・取引証拠金	174,465		877,547		703,082	80.1	153,117	
預 り 清 算 基 金	69,116		257,274		188,157	73.1	65,880	
預り前日差入担保金	75,811		147,814		72,003	48.7	47,911	
預り取引参加者保証金	2,298		5,591		3,293	58.9	2,274	
そ の 他 の 流 動 負 債	1,858		825		+ 1,033	125.3	1,075	
固 定 負 債	12,093	2.8	10,224	0.7	+ 1,869	18.3	12,660	3.4
長 期 借 入 金	1		109		108	98.9	51	
退 職 給 付 引 当 金	5,649		5,804		154	2.7	5,807	
役 員 退 職 慰 劳 引 当 金	161		148		+ 13	8.8	172	
負 借 契 約 損 失 引 当 金	4,524				+ 4,524		4,580	
受 入 保 証 金	1,086		1,078		+ 8	0.8	1,083	
預 り 信 認 金	387		2,737		2,349	85.8	637	
そ の 他 の 固 定 負 債	282		346		64	18.5	325	
負 債 合 計	342,554	80.5	1,305,353	94.4	962,798	73.8	289,712	78.9
( 少数株主持分 )								
少 数 株 主 持 分	741	0.2	561	0.0	+ 180	32.1	622	0.2
( 資本の部 )								
資 本 金	11,500	2.7	11,500	0.8			11,500	3.1
資 本 剰 余 金	22,874	5.4	22,874	1.7			22,874	6.2
利 益 剰 余 金	48,415	11.4	43,153	3.1	+ 5,261	12.2	43,389	11.8
自 己 株 式	740	0.2	740	0.1			740	0.2
資 本 合 計	82,049	19.3	76,787	5.6	+ 5,261	6.9	77,023	21.0
負債、少数株主持分及び資本合計	425,345	100.0	1,382,702	100.0	957,356	69.2	367,357	100.0

## 2. 中間連結損益計算書

(単位：百万円、未満切捨)

科 目	当中間期 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日		前年中間期 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日		増減		前期 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	増減率	金額	百分比
営 業 収 益	29,266	100.0	26,631	100.0	+ 2,635	9.9	53,071	100.0
取引参加料金(注)	11,618		10,472		+ 1,146	10.9	20,588	
上 場 関 係 収 入	6,067		5,395		+ 671	12.4	11,192	
情 報 関 係 収 入	4,221		3,857		+ 364	9.5	7,774	
証 券 決 済 関 係 収 入	5,031		4,397		+ 633	14.4	8,755	
シス テ ム 開 発・運 用 関 係 収 入	1,281		1,226		+ 54	4.5	2,442	
そ の 他 の 営 業 収 益	1,045		1,280		235	18.3	2,316	
営 業 費 用	19,913	68.0	20,103	75.5	190	0.9	41,710	78.6
人 件 費	5,621		5,934		313	5.3	11,624	
不 動 産 貸 借 料	2,913		2,896		+ 17	0.6	5,816	
シス テ ム 維 持・運 営 費	4,545		4,350		+ 194	4.5	9,337	
減 価 償 却 費	3,157		3,732		575	15.4	7,964	
そ の 他 の 営 業 費 用	3,675		3,189		+ 486	15.3	6,968	
営 業 利 益	9,353	32.0	6,527	24.5	+ 2,825	43.3	11,360	21.4
営 業 外 収 益	1,240	4.2	1,011	3.8	+ 228	22.6	1,469	2.8
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9		7		+ 1	24.1	15	
不 動 産 貸 借 収 入	280		329		49	15.0	661	
過 怠 金	37		12		+ 25	208.3	104	
助 成 金 収 入	43		103		60	58.4	226	
短 資 取 引 分 担 金	79		49		+ 29	60.1	123	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	732		389		+ 343	88.1	144	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	59		120		61	50.8	195	
営 業 外 費 用	296	1.0	391	1.5	94	24.2	792	1.5
支 払 利 息	0		0		0	42.4	0	
不 動 産 貸 借 費 用	276		385		108	28.2	771	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	19		6		+ 13	224.3	20	
經 常 利 益	10,297	35.2	7,148	26.8	+ 3,149	44.1	12,037	22.7
特 別 利 益	457	1.6	193	0.7	+ 264	136.4	192	0.4
受 取 遅 延 損 害 金	457				+ 457			
残 余 財 産 分 配 金			188		188		188	
そ の 他 の 特 別 利 益	0		5		4	83.2	3	
特 別 損 失	871	3.0	6	0.0	+ 865	14,178.3	4,649	8.8
固 定 資 産 除 却 損	871		3		+ 868	25,036.4	65	
固 定 資 産 売 却 損			0		0		1	
賃 借 契 約 損 失 引 当 金 繰 入			2		2		4,580	
そ の 他 の 特 別 損 失							2	
税 金 等 調 整 前 中 間 (当期) 純 利 益	9,883	33.8	7,335	27.5	+ 2,547	34.7	7,580	14.3
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,336		2,365		+ 970	41.0	4,353	
法 人 税 等 調 整 額	190		149		+ 41	27.7	1,891	
少 数 株 主 損 益	119		79		+ 39	50.0	140	
中 間 (当 期) 純 利 益	6,237	21.3	4,742	17.8	+ 1,495	31.5	4,977	9.4

(注)「取引参加料金」欄は、当中間期については「取引参加料金」、前年中間期及び前期については「取引参加者負担金」です。

## 3. 中間連結剰余金計算書

(単位：百万円、未満切捨)

科 目	当中間期 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日	前年中間期 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	前期 自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日
	金額	金額	金額
( 資本剰余金の部 )			
資本剰余金期首残高	22,874	22,874	22,874
資本剰余金中間期末(期末)残高	22,874	22,874	22,874
( 利益剰余金の部 )			
利益剰余金期首残高	43,389	39,151	39,151
利益剰余金増加高	6,237	4,742	4,977
1 中間(当期)純利益	6,237	4,742	4,977
利益剰余金減少高	1,211	740	740
1 配 当 金	1,159	683	683
2 取 締 役 賞 与	52	57	57
利益剰余金中間期末(期末)残高	48,415	43,153	43,389

## 4. 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円、未満切捨)

区分	当中間期 自 平成 17年4月1日 至 平成 17年9月30日	前年中間期 自 平成 16年4月1日 至 平成 16年9月30日	前期 自 平成 16年4月1日 至 平成 17年3月31日
	金額	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益	9,883	7,335	7,580
減価償却費	2,912	3,358	7,254
連結調整勘定償却額	3	3	7
貸倒引当金の増減	2	2	6
賞与引当金の増減	79	55	9
退職給付引当金の増減	157	134	131
役員退職慰労引当金の増減	11	106	81
賃借契約損失引当金の増減	56		4,580
受取利息及び受取配当金	9	7	15
支払利息	0	0	0
持分法投資損益	732	389	144
固定資産除却損	871	3	65
営業債権の増減	888	833	583
たな卸資産の増減	39	188	12
営業債務の増減	250	300	120
その他の	249	498	68
小計	11,436	10,339	18,371
利息及び配当金の受取額	66	57	64
利息の支払額	0	0	0
法人税等の支払額	2,892	3,116	3,919
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,611	7,280	14,515
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入れによる支出			900
定期預金の払戻しによる収入	900		
有価証券の購入による支出	2,999	2,500	5,999
有価証券の売却等による収入	3,500	2,000	5,000
投資有価証券の購入による支出		180	1,179
有形固定資産の購入による支出	606	7,616	8,731
有形固定資産の売却による収入		0	5
ソフトウェアの購入による支出	1,271	1,368	3,504
差入保証金の差入による支出	14	1	9
差入保証金の返還による収入	1,063	1,011	2,020
受入保証金の返還による支出	0	14	15
受入保証金の受入による収入	3	18	25
貸付による支出		0	2
貸付金の回収による収入	2	3	7
その他の	17	3	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	558	8,643	13,277
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期借入金の返済による支出	112	283	422
自己株式の取得による支出		149	149
配当金の支払額	1,159	683	683
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,272	1,116	1,255
現金及び現金同等物の増加額	7,898	2,479	17
現金及び現金同等物の期首残高	26,989	27,007	27,007
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	34,887	24,528	26,989

## **中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項**

### **1 . 連結の範囲**

連結子会社の数 3 社

会社名：日本証券決済(株)、(株)東証システムサービス及び(株)日本証券クリアリング機構

### **2 . 持分法の適用**

持分法適用関連会社 3 社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)東証コンピュータシステム及び(株) I C J

なお、前連結会計年度まで持分法適用会社であった(株)エヌエスピー通信社は、清算のため、中間期末において持分法より除外しております。

### **3 . 連結子会社の決算日等**

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

### **4 . 会計処理基準**

#### **(1)重要な資産の評価基準及び評価方法**

有価証券

・満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

・その他有価証券

時価のないもの……総平均法による原価法

たな卸資産

仕掛品……個別法

#### **(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法**

有形固定資産

主として定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、日本証券決済(株)の平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法、(株)東証システムサービスの貸与リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### **(3)重要な引当金の計上基準**

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討することにより、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間期に負担すべき金額を計上しております。

退職給付引当金

主として、従業員の退職給付の支給に備えるため、当決算期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数による定額法により費用処理(15年)しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理(10年)することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法により費用処理(10年)することとしております。

#### **役員退職慰労引当金**

役員(執行役員を含む。)の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額の100%を計上しております。なお、当取引所は、平成17年6月22日付で役員退職慰労金制度を廃止しております。

#### **賃借契約損失引当金**

システムスペースの確保を目的として長期契約により賃借し、現在は他社に転貸しているコンピュータビルに関して、今後見込まれる転貸差額等の損失の発生に備えるため、合理的に見積もることのできる損失金額を計上しております。

#### **(4)重要なリース取引の処理方法**

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### **(5)重要なヘッジ会計の方法**

##### **・ヘッジ会計の方法**

日本証券決済(株)においては、為替予約に関する振当処理の要件を満たすものについて振当処理を採用しています。

#### **(6)その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項**

##### **債務引受に係る会計処理**

(株)日本証券クリアリング機構が有価証券債務引受業及び証券取引法第156条の6第1項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

##### **消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### **5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲**

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許資金、隨時引出しが可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

#### **会計処理の変更**

##### **(固定資産の減損に係る会計基準)**

当中間期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

	当中間期末	前 期 末	前年中間期末
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
1 . 有形固定資産の減価償却累計額			
建物及び構築物	8,284	8,100	8,573
情報システム設備	9,983	13,710	11,265
その他	4,326	4,684	4,424
合計	22,593	26,495	24,262

(注)貸与リース資産に係る減価償却累計額については、リース取引注記をご参照ください。

### 2 . 債務保証

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証	4,659	4,823	4,872
---------------------------	-------	-------	-------

### 3 . 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当取引所及び連結子会社である(株)日本証券クリアリング機構(以下、「当取引所等」といいます。)は、市場における証券取引の安全性を確保するため、証券取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構は、証券取引清算機関として、市場で有価証券の売買等が成立すると同時に各清算参加者から取引成立により発生する債務の引受け及び債権の取得を行うことから、取引成立から決済結了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、証券取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等(売買証拠金、取引証拠金、清算基金、前日差入担保金)の預託を受けております。また、当取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、証券取引法等に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券(当取引所等の規則で認められたものに限る。)で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。また、代用有価証券の当中間期末日現在の時価は次のとおりです。

	(百万円)
売買証拠金代用有価証券	2,747
取引証拠金代用有価証券	863,493
清算基金代用有価証券	203,017
前日差入担保金代用有価証券	202,370
信認金代用有価証券	2,627

この他、当取引所は取引参加者の債務不履行により当取引所が被るリスクを担保するため、当取引所の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券(当取引所の規則で認められたものに限る。)で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当中間期末日現在の時価は、5,407百万円です。

なお、前中間期においては、代用有価証券についてわが国の証券取引所業等において形成された実務慣行等に基づき、時価にその種類ごとに当取引所等の規則に定めた100分の70から100分の95の担保掛目を乗じて得た評価額を中間連結貸借対照表に計上しておりました。この結果、前中間期においては、前連結会計年度と同様の方法によった場合に比べ、976,494百万円資産及び負債が多く計上されております。

(中間連結損益計算書関係)

	当中間期 (百万円)	前年中間期 (百万円)	前期 (百万円)
1. 営業費用のうち、主要な費目及び金額			
(1) 人件費の主な内訳			
給料	3,299	3,198	7,112
賞与引当金繰入	817	774	750
退職給付費用	491	898	1,797
役員退職慰労引当金繰入	20	29	53
(2) その他の営業費用の主な内訳			
システム開発原価	1,168	1,039	2,158
委託作業費	574	422	1,021
貸倒引当金繰入	3	0	11

2. 特別利益(受取遅延損害金) 457百万円

次期清算システムの開発遅延に伴う遅延損害金であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	当中間期末 (百万円)	前 期 末 (百万円)	前年中間期末 (百万円)
1. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係			
現金及び預金勘定	34,387	27,389	24,027
有価証券勘定	2,000	2,500	2,000
3ヶ月超の定期預金	-	900	-
C P	1,499	1,999	1,499
現金及び現金同等物中間期(当期)末残高	34,887	26,989	24,528

(セグメント情報)

(事業の種類別セグメント情報)

当取引所グループは、有価証券市場の開設・運営に関する業務を主たる業務としておりますが、このほかシステム開発・運用事業も営んでおります。

当中間期、前中間期及び前期において、有価証券市場の開設・運営に関する業務の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合が、いずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

(所在地別セグメント情報)

当中間期、前中間期及び前期において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

(海外売上高)

当中間期、前中間期及び前期において、海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(リース取引)

	当中間期	前 期	前年中間期
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース			
(1) 借手側			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額			
a. 情報システム設備			
取得価額相当額	911	446	484
減価償却累計額相当額	68	434	465
中間期(当期)末残高 相当額	842	11	19
b. その他			
取得価額相当額	-	5	9
減価償却累計額相当額	-	5	9
中間期(当期)末残高 相当額	-	-	0
c. 合計			
取得価額相当額	911	451	494
減価償却累計額相当額	68	440	474
中間期(当期)末残高 相当額	842	11	19
未経過リース料中間期(当期)末残高相当額			
1年内	197	7	12
1年超	647	4	8
合 計	845	11	20

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	42	30	23
減価償却費相当額	39	28	22
支払利息相当額	4	0	0

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2)貸手側

リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期(期末)残高

a. 貸与リース資産

	当中間期	前 期	前年中間期
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
取得価額	2,457	3,058	3,042
減価償却累計額	1,546	1,918	1,697
中間期末(期末)残 高	911	1,139	1,344

未経過リース料中間期(当期)末残高相当額

1年内	687	546	629
1年超	1,268	710	557
合 計	1,956	1,257	1,186

(注)このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料は877百万円(うち1年以内195百万円)です。なお、借手側の残高相当額は同一であり、借手側の未経過リース料中間期末(期末)残高相当額に含まれます。

#### 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料	358	833	493
減価償却費	267	765	398
受取利息相当額	38	76	44

#### 利息相当額の算定方法

利息相当額の各期への配分方法については、利息法によってあります。

#### 2. オペレーティング・リース取引

##### (1) 借手側

###### 未経過リース料

	当中間期 (百万円)	前期 (百万円)	前年中間期 (百万円)
1年内	2	-	-
1年超	5	-	-
合計	8	-	-

## (有価証券)

### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	当中間期			前 期			前年中間期					
		平成 17 年 9 月 30 日現在	中間連結 貸借対照 表計上額	時 価	差 額	平成 17 年 3 月 31 日現在	連結貸借 対照表計 上額	時 価	差 額	平成 16 年 9 月 30 日現在	中間連結 貸借対 照表計上 額	時 価	差 額
時価が 連結貸 借対照 表計上 額を超 えるも の	(1) 国 債・地方 債等	501	501	0	1,497	1,503	5	-	-	-	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	501	501	0	1,497	1,503	5	-	-	-	-	-	-
時価が 連結貸 借対照 表計上 額を超 えない もの	(1) 国 債・地方 債等	996	993	2	-	-	-	501	501	0	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	996	993	2	-	-	-	501	501	0	-	-	-
	合 計	1,497	1,495	2	1,497	1,503	5	501	501	0	-	-	-

### 2. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	当中間期		前 期		前年中間期	
	平成 17 年 9 月 30 日現在		平成 17 年 3 月 31 日現在		平成 16 年 9 月 30 日現在	
	中間連結貸借対照表計上額		連結貸借対照表計上額		中間連結貸借対照表計上額	
満期保有目的の債券 A B C P その他有価証券 非上場株式(注1) A B C P(注2) F F F 等	1,499		1,999		1,499	
	13		13		13	
	2,999		2,999		2,999	
	500		500		500	
合 計	5,013		5,513		5,013	

(注1) 店頭売買株式を除く。

(注2) 違約損失積立金特定資産に含まれております。

## (デリバティブ取引)

ヘッジ会計が適用されているため、記載しておりません。

平成 18 年 3 月期

## 個別中間財務諸表の概要

平成 17 年 10 月 25 日  
株式会社東京証券取引所決算取締役会開催日：平成 17 年 10 月 25 日  
中間配当支払開始日：-中間配当制度の有無：有  
単元株制度採用の有無：無

1. 17 年 9 月中間期の業績（平成 17 年 4 月 1 日～平成 17 年 9 月 30 日）

(1) 経営成績 (百万円未満切捨て)

	営業収益		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
17年9月中間期	24,378	( 9.2 )	7,589	( 42.1 )	7,865	( 40.5 )
16年9月中間期	22,334	( 11.6 )	5,339	( 133.6 )	5,599	( 67.3 )
17年3月期	44,631	( 6.7 )	9,284	( 44.1 )	9,834	( 28.4 )

	中間期(当期)純利益	1 株当たり中間期(当期)純利益
	百万円 %	円 錢
17年9月中間期	4,864 ( 28.4 )	2,139 23
16年9月中間期	3,789 ( 67.3 )	1,664 12
17年3月期	3,793 ( 22.6 )	1,644 34

(注) 期中平均株式数 17 年 9 月中間期 2,273,740 株、16 年 9 月中間期 2,277,019 株  
17 年 3 月期 2,275,384 株

会計処理の方法の変更 無

営業収益、営業利益、経常利益及び中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期(前期)増減率。

(2) 配当状況

	1 株当たり中間配当金	1 株当たり年間配当金
	円 錢	円 錢
17年9月中間期	—	—
16年9月中間期	—	—
17年3月期	—	510 00

(3) 財政状態

(百万円未満切捨て)

	総資産	株主資本	株主資本比率
	百万円	百万円	% %
17年9月中間期	95,147 ( 77,392 )	74,781 ( 57,414 )	78.6 ( 74.2 )
16年9月中間期	91,152 ( 71,047 )	71,125 ( 53,757 )	78.0 ( 75.7 )
17年3月期	91,284 ( 73,278 )	71,129 ( 53,761 )	77.9 ( 73.4 )

	1 株当たり株主資本	
	円 錢	円 錢
17年9月中間期	32,889 40	( 25,250 98 )
16年9月中間期	31,281 16	( 23,642 74 )
17年3月期	31,260 17	( 23,621 75 )

(注) 総資産欄の( )内は、資産合計から信認金特定資産及び違約損失積立金特定資産を控除した数値であります。

株主資本欄及び 1 株当たり株主資本欄の( )内は、株主資本から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金を控除して算出した数値であります。

株主資本比率欄の( )内は、負債合計から預り信認金を、株主資本から現物取引違約損失積立金及び先物・オプション取引違約損失積立金をそれぞれ控除して算出した数値であります。

期末発行済株式数	17年9月中間期 17年3月期	2,273,740 株、16年9月中間期 2,273,740 株	2,273,740 株
期末自己株式数	17年9月中間期 17年3月期	26,260 株、16年9月中間期 26,260 株	26,260 株

## 1. 中間貸借対照表

(単位：百万円、未満切捨)

科 目	当中期末 (平成 17 年 9 月 30 日 現在)		前年中間期末 (平成 16 年 9 月 30 日 現在)		増減		前期末 (平成 17 年 3 月 31 日 現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	金額	構成比
(資産の部)		%		%		%		%
流動資産	35,398	37.2	30,004	32.9	+ 5,393	18.0	29,398	32.2
現金及び預金	29,333		20,535		+ 8,798	42.8	24,118	
営業未収入金	4,004		2,562		+ 1,442	56.3	3,345	
前払費用	242		433		190	44.0	253	
繰延税金資産	580		525		+ 55	10.5	534	
短期差入保証金	142		2,007		1,865	92.9	767	
保管有価証券			3,227		3,227			
その他の流動資産	1,098		717		+ 381	53.3	382	
貸倒引当金	4		3		0	20.6	4	
固定資産	59,749	62.8	61,148	67.1	1,398	2.3	61,885	67.8
1 有形固定資産	14,560	15.3	17,100	18.8	2,540	14.9	15,854	17.4
建物	2,909		3,003		93	3.1	3,078	
構築物	1		2		0	26.9	2	
情報システム設備	7,241		10,632		3,391	31.9	9,176	
車両運搬具	13		16		3	18.8	15	
器具・備品	932		1,008		76	7.6	959	
土地	2,399		2,399				2,399	
建設仮勘定	1,062		37		+ 1,024	2,697.7	223	
2 無形固定資産	7,507	7.9	6,669	7.3	+ 837	12.6	7,738	8.5
ソフトウェア	4,595		3,865		+ 729	18.9	4,141	
ソフトウェア仮勘定	2,801		2,711		+ 89	3.3	3,485	
その他の無形固定資産	110		92		+ 18	19.6	111	
3 投資その他の資産	37,681	39.6	37,377	41.0	+ 304	0.8	38,292	41.9
投資有価証券	1,010		13		+ 996	7,302.7	1,009	
関係会社株式	5,314		5,351		36	0.7	5,354	
従業員長期貸付金	33		35		2	6.4	34	
関係会社長期貸付金	129		387		258	66.7	258	
繰延税金資産	3,277		1,565		+ 1,711	109.3	3,575	
差入保証金	7,705		7,626		+ 79	1.0	7,863	
前払年金費用	2,292		2,145		+ 146	6.8	2,040	
信認金特定資産	387		2,737		2,349	85.8	637	
違約損失積立金特定資産	17,367		17,367				17,367	
その他の投資等	340		311		+ 28	9.2	324	
貸倒引当金	176		164		12	7.6	175	
資産合計	95,147	100.0	91,152	100.0	+ 3,994	4.4	91,284	100.0

科 目	当中期期末 (平成 17 年 9 月 30 日 現在)		前年中中期期末 (平成 16 年 9 月 30 日 現在)		増減		前期末 (平成 17 年 3 月 31 日 現在)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	金額	構成比
(負債の部)		%		%		%		%
流動負債	8,533	9.0	10,180	11.2	1,647	16.2	7,802	8.5
営業未払金	897		876		+ 21	2.4	1,070	
未払法人税等	2,633		1,979		+ 654	33.1	2,346	
未払消費税等	333		310		+ 22	7.3	465	
前受収益	134		124		+ 9	7.8	133	
賞与引当金	676		629		+ 46	7.4	579	
預り取引参加者保証金	2,298		5,591		3,293	58.9	2,274	
その他の流動負債	1,559		667		+ 891	133.6	932	
固定負債	11,832	12.4	9,846	10.8	+ 1,985	20.2	12,351	13.5
長期借入金	1		3		2	64.6	1	
退職給付引当金	5,513		5,697		183	3.2	5,686	
役員退職慰労引当金	133		133		+ 0	0.1	155	
賃借契約損失引当金	4,550				+ 4,550		4,610	
受入保証金	1,142		1,130		+ 11	1.0	1,136	
預り信認金	387		2,737		2,349	85.8	637	
その他の固定負債	102		144		41	28.6	123	
負債合計	20,365	21.4	20,027	22.0	+ 338	1.7	20,154	22.1
(資本の部)								
資本金	11,500	12.1	11,500	12.6			11,500	12.6
資本剰余金	22,874	24.0	22,874	25.1			22,874	25.1
資本準備金	22,874		22,874				22,874	
利益剰余金	41,147	43.2	37,491	41.1	+ 3,656	9.8	37,495	41.1
1 利益準備金	1,640		1,640				1,640	
2 任意積立金	34,587		31,987		+ 2,600	8.1	31,987	
現物取引違約損失積立金	6,926		6,926				6,926	
先物・オプション取引違約損失積立金	10,441		10,441				10,441	
建物・機械積立金	3,284		3,284				3,284	
別途積立金	13,935		11,335		+ 2,600	22.9	11,335	
3 中間(当期)未処分利益	4,919		3,862		+ 1,056	27.4	3,867	
自己株式	740	0.8	740	0.8			740	0.8
資本合計	74,781	78.6	71,125	78.0	+ 3,656	5.1	71,129	77.9
負債及び資本合計	95,147	100.0	91,152	100.0	+ 3,994	4.4	91,284	100.0

## 2. 中間損益計算書

(単位：百万円、未満切捨)

科 目	当中間期		前年中間期		増減		前期		
	自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日	金額	構成比	自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 9 月 30 日	金額	構成比	自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日	金額	構成比
営 業 収 益	24,378	100.0	22,334	100.0	+ 2,044	9.2	44,631	100.0	
取 引 参 加 料 金(注)	11,618		10,472		+ 1,146	10.9	20,588		
上 場 関 係 収 入	6,067		5,395		+ 671	12.4	11,192		
情 報 関 係 収 入	4,209		3,869		+ 339	8.8	7,802		
そ の 他 の 営 業 収 益	2,482		2,595		113	4.4	5,047		
営 業 費 用	16,789	68.9	16,995	76.1	205	1.2	35,346	79.2	
人 件 費	4,421		4,746		325	6.9	9,176		
不 動 産 貸 借 料	2,618		2,592		+ 25	1.0	5,207		
シス テ ム 維 持 ・ 運 営 費	5,053		4,587		+ 466	10.2	9,860		
減 価 償 却 費	2,831		3,248		417	12.8	7,059		
そ の 他 の 営 業 費 用	1,864		1,820		+ 44	2.5	4,041		
営 業 利 益	7,589	31.1	5,339	23.9	+ 2,250	42.1	9,284	20.8	
営 業 外 収 益	602	2.5	706	3.2	103	14.6	1,451	3.3	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	70		60		+ 10	17.8	69		
不 動 産 貸 収 入	309		361		51	14.4	727		
過 急 金	37		12		+ 25	208.3	104		
助 成 金 収 入	43		103		60	58.4	226		
短 資 取 引 分 担 金	79		49		+ 29	60.1	123		
そ の 他 の 営 業 外 収 益	63		119		56	47.1	201		
営 業 外 費 用	326	1.3	446	2.0	119	26.9	902	2.0	
支 払 利 息	0		0		0	63.9	0		
不 動 産 貸 費 用	306		439		133	30.4	881		
そ の 他 の 営 業 外 費 用	19		6		+ 13	229.2	20		
経 常 利 益	7,865	32.3	5,599	25.1	+ 2,266	40.5	9,834	22.0	
特 別 利 益	686	2.8	189	0.8	+ 496	262.0	188	0.4	
受 取 遅 延 損 害 金	457				+ 457				
関 係 会 社 清 算 益	228				+ 228				
残 余 財 産 分 配 金			188		188		188		
そ の 他 の 特 別 利 益	0		0		0	34.9			
特 別 損 失	871	3.6	3	0.0	+ 868	23,519.5	4,676	10.5	
固 定 資 産 除 却 損	871		3		+ 868	26,695.0	65		
固 定 資 産 売 却 損			0		0		1		
賃 借 契 約 損 失 引 当 金 繰 入							4,610		
税 引 前 中 間 (当期) 純 利 益	7,680	31.5	5,785	25.9	+ 1,895	32.8	5,346	12.0	
法 人 税 、住 民 税 及 び 事 業 税	2,564		1,866		+ 697	37.4	3,442		
法 人 税 等 調 整 額	251		129		+ 122	94.4	1,889		
中 間 (当期) 純 利 益	4,864	20.0	3,789	17.0	+ 1,074	28.4	3,793	8.5	
前 期 繰 越 利 益	55		73		18	24.5	73		
中 間 (当期) 未 処 分 利 益	4,919		3,862		+ 1,056	27.4	3,867		

(注)「取引参加料金」欄は、当中間期については「取引参加料金」、前年中間期及び前期については「取引参加者負担金」です。

## **重要な会計方針**

### **1．有価証券の評価基準及び評価方法**

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

### **2．固定資産の減価償却方法**

有形固定資産

定率法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### **3．引当金の計上基準**

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念等特定の債権については個別に回収可能性を検討することにより、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間期に負担すべき金額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当決算期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異については、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員（執行役員を含む。）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当中間期末要支給額の100%を計上しております。なお、平成17年6月22日付で役員退職慰労金制度を廃止しております。

賃借契約損失引当金

システムスペースの確保を目的として長期契約により賃借し、現在は他社に転貸しているコンピュータビルに関して、今後見込まれる転貸差額等の損失の発生に備えるため、合理的に見積もることのできる損失金額を計上しております。

### **4．リース取引の処理方法**

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

### **5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計処理の変更

### ( 固定資産の減損に係る会計基準 )

当中間期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

**注記事項**  
**(中間貸借対照表関係)**

	当中間期末 (百万円)	前 期 末 (百万円)	前年中間期末 (百万円)
1 . 有形固定資産の減価償却累計額	19,608	23,057	21,093
2 . 保証債務 従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する保証債務	4,581	4,742	4,787
3 . 信認金			

当取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、証券取引法及び当取引所の関連規則に基づき各取引参加者から信認金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所の規則で認められたものに限る。）で、当取引所の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。また、代用有価証券の当中間期末日現在の時価は2,627百万円です。

なお、前中間期においては、代用有価証券についてわが国の証券取引所業等において形成された実務慣行等に基づき、時価にその種類ごとに当取引所等の規則に定めた100分の70から100分の95の担保掛目を乗じて得た評価額を中間貸借対照表に計上しておりました。この結果、前中間期においては、前事業年度と同様の方法によった場合に比べ、2,086百万円資産及び負債が多く計上されております。

**4 . 取引参加者保証金**

当取引所は、取引参加者の債務不履行により当取引所が被るリスクを担保するため、当取引所の関連規則に基づき各取引参加者から取引参加者保証金の預託を受けております。預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所の規則で認められたものに限る。）で、このうち金銭については、資産について現金及び預金勘定に、負債について預り取引参加者保証金勘定に計上しております。また、代用有価証券の当中間期末日現在の時価は、5,407百万円です。

なお、前中間期においては、代用有価証券についてわが国の証券取引所業等において形成された実務慣行等に基づき、時価にその種類ごとに当取引所等の規則に定めた100分の70から100分の95の担保掛目を乗じて得た評価額を中間貸借対照表に計上しておりました。この結果、前中間期においては、前事業年度と同様の方法によった場合に比べ、3,227百万円資産及び負債が多く計上されております。

**5 . 損失補償**

当取引所及び国内の他の5証券取引所は、現物取引の清算業務に関して、(株)日本証券クリアリング機構と「損失補償契約」を締結しており、また、当取引所は、先物・オプション取引の清算業務に関する同機構との間で「先物・オプション取引に係る損失補償契約」を締結しております。同機構の清算参加者の債務不履行又はそのおそれが生じたことに起因して同機構に生じた損失について、当該清算参加者が預託した清算基金等により補填し得ない残額が生じた場合には、当該契約に基づき、契約の当事者である各証券取引所が上記不履行の発生した時点又は同機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点における同機構への出資比率により按分して同機構に補償することとなっております。当中間期末における当取引所の出資比率は86.3%であります。

同機構に対する補償限度額はそれぞれの契約において定められており、当取引所の場合は、「損失補償契約」に基づく限度額が6,926百万円、「先物・オプション取引に係る損失補償契約」に基づく限度額が10,441百万円であり、当取引所では、当該損失補償のための任意積立金として、補償限度額と同額の「現物取引違約損失積立金」及び「先物・オプション取引違約損失積立金」をそれぞれ積み立てております。

(中間損益計算書関係)

	当中間期 (百万円)	前年中間期 (百万円)	前期 (百万円)
<b>1. 営業費用のうち、主要な費目及び金額</b>			
(1) 人件費の主な内訳			
給料	2,583	2,359	5,412
賞与引当金繰入	676	629	579
退職給付費用	401	856	1,714
役員退職慰労引当金繰入	10	25	47
(2) その他の営業費用の主な内訳			
清算関係手数料	266	261	506
建物管理費	308	319	776
貸倒引当金繰入	2	-	10
<b>2. 減価償却額</b>			
有形固定資産	1,875	2,068	4,788
無形固定資産	978	1,207	2,325
<b>3. 特別利益(受取遅延損害金) 457 百万円</b>			
次期清算システムの開発遅延に伴う遅延損害金であります。			
特別利益(関係会社清算益) 228 百万円			
関連会社(株)エヌエスピー通信社の清算に伴う分配益であります。			

(リース取引)

	当中間期 (百万円)	前 期 (百万円)	前年中間期 (百万円)
1 . リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース			
(1)借手側			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末(期末)残高相当額			
a . 情報システム設備			
取得価額相当額	983	2,597	2,633
減価償却累計額相当額	672	2,196	2,119
中間期末(期末)残高相当額	310	401	513
b . その他			
取得価額相当額	-	-	4
減価償却累計額相当額	-	-	4
中間期末(期末)残高相当額	-	-	0
c . 合計			
取得価額相当額	983	2,597	2,638
減価償却累計額相当額	672	2,196	2,124
中間期末(期末)残高相当額	310	401	514
未経過リース料中間期末(期末)残高相当額			
1年内	219	242	254
1年超	103	173	275
合 計	323	415	529
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	137	343	207
減価償却費相当額	127	315	188
支払利息相当額	7	20	11

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) 貸手側

未経過リース料中間期末(期末)残高相当額

1年内	223	236	239
1年超	115	186	284
合 計	338	422	524

(注)上記はすべて転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料中間期末(期末)残高相当額であります。なお、当該転貸リース取引は、おおむね同一の条件で第三者にリースしているため、ほぼ同額の残高が上記の借手側の未経過リース料中間期末(期末)残高相当額に含まれております。

2 . オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(有価証券(子会社株式及び関連会社株式))

当中間期末、前期末及び前中間期末において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## 取引参加者における顧客による不公正取引の防止のための売買管理体制の整備について

平成17年10月25日

株式会社 東京証券取引所

項目	内容	備考
. 趣旨	<p>当取引所では、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るため、取引参加者の売買状況及び管理態勢について調査等を行っておりますが、不公正な取引を未然に防止するためには、取引参加者においても売買管理体制が適切に整備されていることが必要であると考えられます。</p> <p>そこで、取引参加者における顧客による不公正な取引を防止するための売買管理体制を整備するにあたり、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、証券市場の公正性・透明性を図るとともに取引参加者に対する投資家の信頼を維持・向上させることを目的とする規則を制定することとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>本対応は、日本証券業協会「証券会社における売買管理体制の整備等に関するワーキング・グループ」の検討を踏まえたものです。</li><li>現行法において証券会社には、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第3号及び第10条第10号において、それぞれ作為的相場の形成につながる受託の禁止及び当該受託を防止するための売買管理体制の整備が求められています。</li></ul>
. 概要 1. 売買管理体制の整備 (1) 社内規則の制定	<p>取引参加者は、以下の措置を講じることにより、当取引所の市場における有価証券の売買等に関する売買管理体制を整備することとします。</p> <p>取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に係る売買管理に関して、以下の事項について規定した社内規則を定めなければならないこととします。</p> <p>顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>取引参加者において、既に左記の内容の社内規則を整備しているのであれば、新たに当該社内規則を定める必要はありません。</li></ul>

項目	内容	備考
<p>( 2 ) 顧客の売買動向及び売買動機等の的確な把握            ( 3 ) 売買審査</p>	<p>売買管理に係る組織・権限等に関する事項            売買管理業務上の参考情報に関する事項            売買審査対象顧客の抽出に関する事項            売買審査に関する事項            売買審査の結果に基づく措置に関する事項            その他売買管理に関し必要と認められる事項</p> <p>取引参加者は、上記の社内規則に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動機等の的確な把握に努めるものとします。</p> <p>取引参加者は、上記の社内規則に基づき、以下の方法に従って売買審査を行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表に掲げる銘柄及び顧客について、当取引所が別に定める抽出基準に従い行う。ただし、当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、顧客管理体制等を勘案し適切と認められる抽出基準に変更することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「当該抽出基準により売買審査を行うことが困難」とは、当該抽出基準により売買審査を行うためには、新たなシステム対応等の過重な経済的負担が必要となる場合のほか、売買審査要員の増強等の過重な人員的負担が必要となる場合や、当該抽出基準によることで抽出件数が過大になる等売買審査の実効性の低下を招く場合をいいます。</li> <li>・ 勘案される「顧客管理体制等」とは、顧客の属性及び取引実態等を的確に把</li> </ul>

項目	内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記ただし書にかかわらず、非対面取引（顧客からインターネット等を利用して発注された株券等の売買注文が機械的に認識・処理される取引）により行われたものについては、当取引所が定める抽出基準に従って抽出される顧客の数が、一般的に適切と評価される売買審査体制を勘案し過大であり、かつ、当取引所が定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、上記本文の場合に抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して同等程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更することができない。</li>   <li>・ 抽出された顧客が行った取引について、当取引所が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行う。</li> <li>・ 売買審査を行った結果、不公正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対して注意喚起を行うとともに、改善が見られない場合には注文の受託を停止する等の適切な措置を講ずる。</li> </ul>	<p>握するための管理体制等をいい、例えば顧客の投資意向を的確に把握するための方法や顧客面談の実施に関する社内ルールの整備状況等により判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「一般的に適切と評価される売買審査体制」とは、取引規模、人員及び業容等を勘案して判断します。</li> <li>・ 「同等程度の審査結果が得られる」とは、左記の手段等により、同等程度の数の不公正取引のおそれのある取引を抽出することができます。</li> <li>・ 同一顧客が非対面取引と対面取引を併せ行っている場合は、非対面取引として管理することとします。</li> </ul>

項目	内容	備考
( 4 ) 社内記録の保存	<p>取引参加者は、以下についてそれぞれ社内記録を作成し、最低 5 年間保存することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非対面取引に係る抽出基準を変更した場合、その変更理由。</li> <li>・ 売買審査の分析結果（不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く）及び顧客への措置等。</li> </ul>	
2 . 売買管理担当部門の 責務	取引参加者の売買管理担当部門においては、上記の社内規則について役職員に周知・徹底を図るとともに、適宜、実態との整合性を勘案し、必要に応じて見直しを行う等、その実効性を確保することとします。	
. 実施時期	当取引所が別に定める日から施行します。	

以 上

## 別 表

銘柄	顧客
1 当該取引参加者の売買関与率が高い銘柄	1 特定銘柄について売買関与率の高い顧客
2 当該取引参加者が立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った銘柄	2 特定銘柄について、立会終了時を含む一定の時間帯において売買を行った顧客
3 当該取引参加者が同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った銘柄	3 特定銘柄について、同一時刻及び同一値段における売付け及び買付けを行った顧客
4 当該取引参加者が目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った銘柄	4 特定銘柄について、目立った注文の取消し又は劣後する値段への変更を行った顧客
	5 証券取引所又はその取引参加者等から不公正取引の疑いについて情報提供が行われた場合において、その対象となった顧客
	6 その他不公正取引を行った疑いのある顧客

- 注 1 ) 証券取引法第三十四条第二項第一号の投資一任契約及び証券会社の行為規制等に関する内閣府令第一条第一項各号に掲げる契約に基づいて行う売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。
- 注 2 ) 立会外売買（証券取引所の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。）及び取引所有価証券市場外での売買については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。

# PRESS RELEASE

東京証券取引所プレスリリース



TOKYO

STOCK EXCHANGE

株式会社 東京証券取引所  
Tokyo Stock Exchange, Inc.  
〒103-8220  
東京都中央区日本橋兜町2番1号  
Tel: 03-3666-0141 (大代表)  
URL: <http://www.tse.or.jp/>

平成 17 年 10 月 25 日

各 位

株式会社 東京証券取引所

## 外国株の決済制度の改善に向けた取組みについて

当取引所は、外国株の決済制度の更なる改善に向けて、上場外国株に係る決済機関を日本証券決済株式会社から株式会社証券保管振替機構に変更することについて、関係者と具体的な検討を開始することとしましたので、お知らせします。

当取引所の市場における外国株の売買の決済及び保管に係る業務については、昭和 48 年の当取引所の外国株市場開設当初から一貫して当取引所の子会社である日本証券決済が担っており、その業務を安全・確実に遂行することで、外国株市場の円滑な運営に寄与して参りました。

一方、我が国の証券決済インフラの整備においては、平成 3 年の内国株、平成 13 年の転換社債、平成 18 年 1 月（予定）の一般債、と従来日本証券決済が取り扱ってきた有価証券を、順次、証券保管振替機構の取扱いに移行してきており、証券保管振替機構による外国株の取扱いが実現すれば、内国株と外国株の決済インフラの統合により、我が国証券市場の一層の機能強化が図られることが期待されます。また、我が国を代表する証券集中決済機関である証券保管振替機構が外国株を取り扱うことで海外機関投資家の外国株市場への参加が更に促進されることにより、単独上場銘柄を含むアジア近隣諸国を中心とした外国企業の当取引所市場への上場推進を通じて、アジアにおける有力取引所としての当取引所の地位の向上にも繋がることが期待されます。

以 上

### 【本件に関するお問合せ先】

株式会社 東京証券取引所

決済管理部 平野

TEL : 03-3666-0141 (大代表)

03-3665-1889 (直 通)

## 外国株券振替決済制度における個人データの第三者提供に係る規定整備について

平成17年10月25日  
株式会社東京証券取引所

### 1. 趣旨

本年4月1日に個人情報の保護に関する法律が全面施行されたことにより、住所・氏名等の個人データを取り扱う事業者が当該個人データを第三者に提供する場合には、本人からの同意取得が義務付けられたことに伴い、顧客は、外国税務当局への税金還付手続き等、外国株券振替決済制度において必要となる個人データの第三者への提供に同意する旨を外国証券取引口座に関する約款に定めることとし、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととします。

### 2. 概要

顧客が以下に掲げる個人データの提供に同意する旨を外国証券取引口座に関する約款に定めることとします。

- (1) 外国証券の配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用・還付等の手続を行う場合の現地税務当局・現地保管機関等に対する当該手続きに必要な個人データの提供
- (2) 外国証券の発行者が有価証券報告書の作成や実質株主向けの情報提供等を行うために必要な個人データの提供

### 3. 施行日（予定）

平成18年1月の施行を目指します。

以上

## 外国株預託証券の表示株式数変更時の決済日等 に関する「業務規程」等の一部改正について

平成17年10月25日  
株式会社東京証券取引所

### 改正趣旨

外国株預託証券については、1預託証券に権利が表示される株式数（以下「表示株式数」という。）が変更されることがあります。この場合において、転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使条件の変更が行われる場合と同様に、一定の期日を設け、当該日における普通取引の決済を当該日から起算して5日目に行うこととするなど「業務規程」等の一部改正を行います。

### 改正概要

新たな表示株式数により売買を行う期日（以下「表示株式数の変更期日」という。）における普通取引について、表示株式数の変更期日から起算して5日目の日に決済を行うこととします。

これに伴い、顧客の売付有価証券又は買付代金の受渡しについても同日までに行うこととするほか所要の改正を行います。

### （備 考）

- ・業務規程第9条第3項第2号、受託契約準則第11条第2項第2号等

### 施行日（予定）

平成17年11月7日から施行します。

以 上

## 制度信用取引における権利処理方法の見直しについて

平成17年10月25日  
株式会社 東京証券取引所

### 趣旨

株式会社証券保管振替機構では、株式分割実施時において、当該株式分割に係る基準日の翌日から新株券を旧株券と同様に決済物件として利用できる対応を来年1月から実施することとしています。これに伴い、当取引所では、上場会社が来年1月4日以後の日を基準日とする株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするよう義務付けることとするほか、株式分割により発行される新株券の発行日決済取引を廃止することとしています。

現行、株式分割に係る実務においては、株式分割に係る基準日から新株券の交付までに50日程度を要していることから、この間、投資者は新株券を売却することができないこととなります。このため反対売買による弁済を前提とした信用取引制度においては、信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、その権利部分を金銭に換算した額を権利処理の価額とし、これに基づく金銭を顧客と証券会社の間において授受することで処理しています。なお、権利処理の価額は、証券金融会社において行う権利入札により決定することですが、この権利入札においては、各証券会社の証券金融会社への貸借申込み状況（貸借取引の残高）により売入札又は買入札の別及び入札株数が決定されること等から、特に大幅な株式分割が実施された場合には、入札の需給による影響を受けやすいといった側面も有しています。

しかしながら、前掲のとおり株式分割の効力発生日が一律に基準日の翌日となった場合には、権利落日以降における反対売買による信用取引の弁済が可能となるため、制度信用取引における顧客との権利関係は、必ずしも金銭により調整する必要はなく、信用取引の売付数量又は買付数量及び信用取引の売付価格又は買付価格を調整する方法も実務的には可能となります。

そこで、株式分割に係る権利処理を安定的に実施し、投資者の利便性の向上を図る観点から、今般株式分割の効力発生日が基準日の翌日となることを受け、株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係については、現行の権利処理方法に代えて、売付数量又は買付数量及び売付価格又は買付価格を株式分割の比率（以下「分割比率」という。）に応じて調整する方法を新たに導入することとします。

## 概要

項目	内容	備考
1 . 株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の権利処理方法の新設	<p>株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の制度</p> <p>信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、売付数量又は買付数量及び売付価格又は買付価格を分割比率に応じて調整することにより処理するものとします。</p> <p>具体的には、売付数量又は買付数量については分割比率を乗じた株数を権利処理後の売付数量又は買付数量とし、売付価格又は買付価格については分割比率で除した金額を権利処理後の売付価格又は買付価格とします。</p> <p>なお、売付価格又は買付価格を分割比率で除した額に円位未満の端数が生じた場合の取扱いは次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株式に係る権利処理後の売付価格又は買付価格は、当該円位未満を切り捨てた額とします。</li> <li>・旧株式に係る権利処理後の売付価格又は買付価格は、権利処理前の売付価格又は買付価格から新株式の売付価格又は買付価格に新株式の割当率を乗じた額を差し引いた額とします。</li> </ul> <p>ただし、売付数量又は買付数量を分割比率に応じて調整したことにより單元未満株式が生じることとなる場合は、権利処理後の売付数量又は買付数量の全てについて反対売買による信用取引の弁済を行うことができないことから、従前どおり入札等に基づく権利処理を行うこととします。</p>	<p>【1 : 3 の株式分割が行われた場合の買付数量 1000 株、買付価格 999 円の権利処理事例】</p> <p>買付数量 = <math>1000 \text{ 株} \times 3 = 3000 \text{ 株}</math></p> <p>買付価格 = <math>999 \text{ 円} \div 3 = 333 \text{ 円}</math></p> <p>【1 : 3 の株式分割が行われた場合の買付価格 980 円、買付数量 1000 株の権利処理事例】</p> <p>新株式の買付価格 = <math>980 \text{ 円} \div 3 = 326.66\cdots \text{ 円} = 326 \text{ 円}</math></p> <p>旧株式の買付価格 = <math>980 \text{ 円} - (326 \text{ 円} \times 2) = 328 \text{ 円}</math></p> <p>買付数量 = <math>1000 \text{ 株} \times 3 = 3000 \text{ 株}</math></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、1 : 2.5 といった小数点を含む分割比率の場合は分割比率に応じて調整する権利処理は行わないこととします。</li> <li>・ 新株引受権及び株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権に係る権利処理についても、現行どおり入札等に基づく権利処理を行うこととします。</li> </ul>
2 . 新株券に係る有価証券及び金銭の貸付けの取扱い	分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合は、株式分割の効力発生日に、売付けについては当該有価証券の貸付けを、買付けについては当該新株式の約定価額の全額に相当する金銭の貸付けを、それぞれ行ったものとして取り扱うこととします。	・ 受託契約準則第 41 条関係

項目	内容	備考
3 . 品貸料を授受する期間	品貸料の授受は、貸付けの日（信用取引の売付け又は買付けの決済日）から弁済の日（反対売買又は弁済の申し出に係る決済日）の前日までとなっていることから、上記 2 . の取扱いに従い、株式分割の効力発生日以降、品貸料が発生した場合には、その授受が生じるものとして取り扱うこととします。	・ その他の諸経費については、各取引参加者の定める方法となります。
4 . 新株式の弁済期限について	分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式は、旧株式の売付け又は買付けが成立した日の 6 か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応答日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して 4 日目の日を超えて繰り延べることができないものとします。	・ 受託契約準則第 43 条関係
5 . 新株式の売付価格又は買付価格が 1 円未満となる場合の金銭処理	権利処理前の売付価格又は買付価格を分割比率で除した額が 1 円未満となる場合については、これが 1 株当たり 1 円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収することとします。	<p>【1:100 の株式分割が行われた場合の買付( 売付 ) 価格 90 円、買付( 売付 ) 数量 1 株の権利処理事例】</p> <p>新株式の買付( 売付 ) 価格  <math>= 90 \text{ 円} \div 100 = 0.9 \text{ 円}</math> 1 円</p> <p>旧株式の買付( 売付 ) 価格  <math>= 90 \text{ 円} - (1 \text{ 円} \times 99) = 9 \text{ 円}</math> 1 円</p> <p>買付( 売付 ) 数量 = 1 株 × 100 = 100 株</p> <p>( 買顧客の場合 )      融資総額 = 1 円 × 100 株 = 100 円      10 円の追加融資 買顧客は 10 円受領</p> <p>( 売顧客の場合 )      売却代金総額 = 1 円 × 100 株 = 100 円      10 円の本担保増加 売顧客は 10 円支払</p>

#### 実施日

平成 18 年 5 月を目途に実施する予定です。

以上

## 信認金及び取引参加者保証金制度等の一部見直しについて

平成 17 年 10 月 25 日  
株式会社東京証券取引所

### 1. 趣 旨

平成 18 年度からの施行が予定されている会社法において、組織再編に係る規制が見直され会社経営の機動性が増す一方で、ガバナンス強化による経営の健全性確保が一層求められる中、当取引所の取引参加者においても、金融コングロマリット化を目的とした持株会社制度への移行などの組織再編や外国証券会社の国内活動におけるコミットメント強化や経営責任の明確化を目的とした国内法人化などの動きが活発化することが見込まれます。

当取引所の取引参加者規程においては、取引参加者がこのような組織再編や国内法人化を行うときであって、その前後において証券会社としての実態に差異が生じない場合、または、現に取引参加者である証券会社が取引資格の種類の変更を行う場合であっても、制度上は取引資格の喪失及び取得に該当することから、既に預託している信認金及び取引参加者保証金（以下、「信認金等」といいます。）とは別に、資格取得に伴って新たに信認金等を預託しなければならず、既存の信認金等が返還されるまでの間<sup>1</sup>、重複して預託を求めることがあります。また、これらの場合に行う取引資格喪失及び取得に係る審査については、取引資格喪失申請者及び取得申請者となる同一の証券会社に対して、一体的に審査等を行っているにもかかわらず、資格審査料及び喪失に係る手続料<sup>2</sup>の納入を求ることとなるなど、取引参加者にとって財務的な負担となっています。

これらのことを受け、取引参加者の財務的負担の軽減を図るため、信認金等及び手続料に係る取扱いを見直すこととします。

### 2. 改正概要

持株会社制度導入や外国証券会社の国内法人化等により、取引資格を喪失すると同時に新たに取引資格を取得するときであって、その前後で証券会社としての実態に差異がないと当取引所が認める場合<sup>3</sup>、または、現に取引参加者である証券会社が取引資格の種類の変更を行う場合における信認金等及び手続料の取扱いについては、以下のとおりとします。

#### （1）信認金等の取扱いの変更

取引資格喪失申請者が現に預託を行っている信認金等について、取引資格取得申請者が預託すべき信認金等に充当できることとします。

この場合における取引資格取得後の取引参加者保証金の所要額は、取引資格喪失申請者の同事業年度における所要額を引継ぐものとします。ただし、取引参加者の取引資格の範囲が拡大する場合<sup>4</sup>にあっては、現行のとおり取り扱うこととします。

#### （2）手続料の一本化

取引資格喪失に係る手続料の納入を要しないこととします。

### 3. 実施時期

平成 17 年 12 月を目処とします。

以 上

<sup>1</sup> 信認金は資格喪失後 6 か月後、取引参加者保証金は同 2 か月後に返還されます。

<sup>2</sup> 資格審査料及び喪失に係る手続料は、ともに 105 万円（税込み）です。

<sup>3</sup> 承継する営業に係る資産等、証券業務の範囲、当取引所への注文執行体制、リスク管理体制等の社内管理体制等が同等であると当取引所が認める場合とします。

<sup>4</sup> 総合取引参加者以外の者が総合取引資格を取得する場合、または、取引資格を追加して取得する場合を指します。

# PRESS RELEASE

東京証券取引所プレスリリース



株式会社 東京証券取引所  
Tokyo Stock Exchange, Inc.  
〒103-8220  
東京都中央区日本橋兜町2番1号  
Tel: 03-3666-0141(大代表)  
URL: <http://www.tse.or.jp/>

平成17年10月25日

各 位

株式会社東京証券取引所

## 適時開示情報伝達システム（T D n e t）等の利便性向上について

当取引所は、投資者の利便性等を向上する観点から、会社情報の提供の充実を図ってきているところですが、このたび、別紙のとおり適時開示情報伝達システム（T D n e t）等の利便性の向上を行うこととしましたので、お知らせします。

以 上

### 【本件に関するお問合せ先】

株式会社東京証券取引所上場部 上場管理担当  
電話：03-3665-4841（直通）

## 別 紙

### 適時開示情報伝達システム（T D n e t）等の利便性向上について

平成17年10月25日  
株式会社東京証券取引所

当取引所は、投資者の利便性等を向上する観点から、会社情報の提供の充実を図ってきているところですが、このたび、次のとおり適時開示情報伝達システム（T D n e t）等の利便性の向上を行うこととしました。

#### 1. 大阪証券取引所のT D n e t の利用開始について

- ・ T D n e t は、平成10年に稼動し、現在、大阪証券取引所を除く全国証券取引所及び日本証券業協会の上場会社等の会社情報の登録、報道機関・投資者への情報伝達を行っています。一方、大阪証券取引所は、平成12年に独自の適時開示システムであるE D - N E Tを構築し現在に至つており、T D n e t とE D - N E Tという2つの適時開示システムが並存することにより、投資者や上場会社が2つのシステムにアクセスしなければならないという不便さが指摘されてきました。
- ・ そこで、この点を解消するため、大阪証券取引所と協議を行ってきましたが、このたび、協議の結果、平成17年12月5日(月)(予定)を以って、大阪証券取引所がT D n e t の利用を開始することとなりました。
- ・ これにより、わが国における適時開示システムが一本化され、投資者の利便性が向上するとともに、上場会社の負担が軽減されることとなります。

#### 2. 適時開示情報閲覧サービスにおける検索機能の付加について

- ・ 平成16年2月から、一般の投資者に対して、適時開示された会社情報を報道機関への公開と同時にインターネット上で無償で閲覧できる「適時開示情報閲覧サービス」の提供を開始し、その後、本年2月に、情報掲載期間を延長（開示日を含め8日間　開示日を含め31日間）し、利便性向上を図ってきました。
- ・ さらに、利便性の向上を図る観点から、平成18年2月を目指として、適時開示情報閲覧サービスに、次のとおり銘柄名等による検索機能を付加することとします。

- ✓ 検索対象情報は、銘柄コード・銘柄名・表題部分とします。
- ✓ A N D検索、O R検索を行うことを可能とします。

以 上